

令和2年第2回常陸太田市議会定例会会議録

令和2年3月3日（火）

議事日程（第1号）

令和2年3月3日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 施政方針説明
- 日程第 3 議案第 2 号 常陸太田市子育て基本条例の制定について  
議案第 3 号 常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について  
議案第 4 号 常陸太田市監査委員条例及び常陸太田市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について  
議案第 5 号 常陸太田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について  
議案第 6 号 常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第 7 号 常陸太田市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第 8 号 常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について  
議案第 9 号 常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について  
議案第 10号 常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について  
議案第 11号 常陸太田市里美デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の廃止について  
議案第 12号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について  
議案第 13号 常陸太田市道路線の廃止について  
議案第 14号 常陸太田市道路線の変更について  
議案第 15号 常陸太田市道路線の認定について
- 日程第 4 議案第 16号 令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第10号）について  
議案第 17号 令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について  
議案第 18号 令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）について  
議案第 19号 令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第20号 令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第21号 令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第22号 令和元年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第23号 令和2年度常陸太田市一般会計予算について

議案第24号 令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について

議案第25号 令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第26号 令和2年度常陸太田市介護保険特別会計予算について

議案第27号 令和2年度常陸太田市水道事業会計予算について

議案第28号 令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について

議案第29号 令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について

議案第30号 令和2年度常陸太田市下水道事業等会計予算について

---

#### 本日の会議に付した事件

日程第 1 会期の決定

日程第 2 施政方針説明

日程第 3 議案第2号ないし議案第15号（一括上程・提案理由説明）

日程第 4 議案第16号ないし議案第22号（一括上程・提案理由説明）

日程第 5 議案第23号ないし議案第30号（一括上程・提案理由説明）

---

#### 出席議員

12番	成井小太郎	議長	1番	森山一政	議員
2番	小室信隆	議員	3番	菊池勝美	議員
4番	諏訪一則	議員	5番	藤田謙二	議員
6番	深谷涉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	13番	茅根猛	議員
14番	川又照雄	議員	15番	後藤守	議員
16番	黒沢義久	議員	17番	高木将	議員
18番	宇野隆子	議員			

---

#### 欠席議員

11番 高星勝幸 副議長

---

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
石 川 八千代 教 育 長	加 瀬 智 明 政策推進室理事
綿 引 誠 二 総 務 部 長	武 藤 範 幸 企 画 部 長
鈴 木 淳 市 民 生 活 部 長	岡 部 光 洋 保 健 福 祉 部 長
小 瀧 孝 男 商 工 観 光 部 長	真 中 剛 建 設 部 長
磯 野 初 郎 会 計 管 理 者	江 尻 伸 彦 上 下 水 道 部 長
宇 野 智 明 消 防 長	生 天 目 忍 教 育 部 長
弓 野 政 人 農 業 委 員 会 事 務 局 長	柴 田 道 彰 秘 書 課 長
塩 原 正 己 総 務 課 長	江 幡 治 監 査 委 員

---

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長	鴨 志 田 智 宏 次 長 兼 議 事 係 長
小 林 博 則 総 務 係 長	

---

午前10時開会

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

便宜、欠席議員の氏名を申し上げますからご了承願います。

11番高星勝幸議員，以上1名であります。

よって，定足数に達しております。

これより令和2年第2回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○成井小太郎議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には，会議規則第88条の規定により

1番 森 山 一 政 議 員                      10番 深 谷 秀 峰 議 員

の両名を指名いたします。

---

諸般の報告

○成井小太郎議長 諸般の報告を行います。

初めに，議長会の経過についてご報告いたします。去る1月20日，神栖市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については，お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に，茨城県市議会議長会第2回議員研修会の議員派遣を令和元年12月議会で議決いたして

おりましたが、報告については、2月21日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、総務、文教民生、産業建設の各常任委員会並びに議会運営委員会の委員長から所管事務調査報告書が議長宛て提出されております。なお、報告書につきましては、事務局に保管してありますのでご報告いたします。

次に、「地方自治法」第122条の規定により、令和元年事務に関する説明書が配付されておりますとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、監査委員から、令和2年1月及び2月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市長	大久保 太一 君	副市長	宮田 達夫 君
教育長	石川 八千代 君	政策推進室理事	加瀬 智明 君
総務部長	綿引 誠二 君	企画部長	武藤 範幸 君
市民生活部長	鈴木 淳 君	保健福祉部長	岡部 光洋 君
商工観光部長	小瀧 孝男 君	建設部長	真中 剛 君
会計管理者	磯野 初郎 君	上下水道部長	江尻 伸彦 君
消防長	宇野 智明 君	教育部長	生天目 忍 君
農業委員会事務局長	弓野 政人 君	秘書課長	柴田 道彰 君
総務課長	塩原 正己 君	監査委員	江幡 治 君

以上、18名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

---

#### 日程第1 会期の決定

○成井小太郎議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から3月19日まで17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日まで17日間と決定いたしました。

---

#### 日程第2 施政方針説明

○成井小太郎議長 次，日程第2，令和2年度施政方針について，市長より説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆様，おはようございます。令和2年第2回の市議会定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様にはご多用中にもかかわらずご出席を賜りまして，心から御礼を申し上げます。

令和2年度の予算及び関係諸議案のご審議をお願いするに当たり，私の市政運営に対する基本的な考えと新年度における施策の概要を申し上げ，議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年，東日本に記録的な大雨をもたらしました台風19号によりまして，各市において，河川の氾濫，堤防の決壊，土砂崩れなどが多発し，当市におきましても，避難指示が発令される中，多くの住家に浸水被害が及ぶとともに，道路，橋梁，農業，公共土木施設等の損壊，農作物への影響など，甚大な被害が発生をし，今なお日常生活を取り戻すに至っていない市民がおられる状況であります。

現在，生活再建，復旧復興に全力で取り組んでいるところでございますが，市民の命と財産を守り，誰もが安全安心して暮らせることが，市長としての最大の責務と考えておりますことから，この度の災害の教訓を踏まえまして，地域防災力の向上や防災減災対策について一層強化をしてまいり所存でございます。

さて，我が国の経済情勢を見ますと，内閣府が発表しました2月の月例経済報告では，「景気は輸出が弱含む中で，製造業を中心に弱さが一段と増した状況が続いているものの，緩やかに回復している」とされておりますが，米中貿易摩擦や不安定な中東情勢，そして新型コロナウイルスによる国内経済への影響など，先行きの不安材料も見られるところでございます。

本市におきましては，人口減少等により，市税収入の伸びが見込めない中，令和2年度から普通交付税の合併算定替による加算措置が終了をし，歳出においては，会計年度任用職員制度の導入に伴います影響や公共施設等の老朽化対策，社会保障関連経費の増加など，厳しい財政状況が続くことが見込まれます。

限られた財源の中で，より効率的で効果的な施策の展開に努めまして，真に必要な事業の推進と健全性の両立を図り，次世代に過度の負担を先送りしない持続可能な財政運営を進めていく必要があると考えております。

また，限られた資源や人員で，持続的に質の高いサービスを提供していくために，将来，AIやRPAの活用など，新しい技術を取り入れていく必要があり，加えて，公共施設マネジメントの推進によって，施設の集約複合化，廃止を視野に入れるなど，時代に即した取り組みを進めていかなければならないと考えております。

本市の人口につきましては，平成30年6月に5万人を割り込み，本年2月1日現在で4万8,573人となっており，この1年間で857人の減少と，予想を上回るスピードで人口減少が進んでおります。

こうした状況を十分踏まえたうえで、刻々と変化をする社会経済情勢や複雑多様化する市民ニーズに、柔軟かつスピード感を持って対応することが求められております。

4年目を迎えます第6次総合計画前期基本計画に位置づけられた重点施策を推進をし、引き続き、本市の最重要課題であります少子化・人口減少対策に積極的に取り組むとともに、さまざまな行政課題の解決に向けて各種施策を推進をし、本市の目指す将来像「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち常陸太田」の実現を目指してまいります。

以上、市政運営に当たり、基本的な考えを述べさせていただきました。

続きまして、主要な施策につきまして、第6次総合計画前期基本計画の基本目標に沿ってご説明を申し上げます。

初めに、「安心して働くことのできる仕事の場づくり」であります。まず、働く機会の創出といたしましては、引き続き、東部土地区画整理事業用地や工業団地、学校跡地等への企業誘致に積極的に取り組むほか、U I J ターン者等の起業創業支援、市民雇用奨励金の交付、合同就職面接会の開催等によりまして、市内就業の機会創出を図ってまいります。

また、地域農業の担い手であります認定農業者や新規就農者への経営確立に向けた農業次世代人材投資資金の活用や住居、機械設備等の取得など、総合的な就農支援を行ってまいります。

農林業の振興といたしましては、引き続き小目地区の圃場整備事業及びふるさと農道整備事業のほか、久米地区の圃場整備事業の実施に向けた調査及び計画の検討など、農業基盤整備の促進を図りますとともに、農地中間管理事業を活用した農地の集積、集約や、米、常陸秋そば、果樹等の高品質化、消費者ニーズに即した少量多品種野菜の計画生産、農産物を活用した6次産業化並びに道の駅ひたちおおたを中心とした販路拡大や有利販売への支援を進めてまいります。

また、中間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活動や、イノシシによる農作物への被害防止のために、捕獲奨励金を増額するなど、有害鳥獣の効果的な防止対策を行いまして、農村環境の保全に努めてまいります。

さらに、畜産農家の経営安定化や生産性向上への支援を行うとともに、地元産の生乳を使用した新たな特産品づくりに取り組んでおります。チーズ製造・販売プロジェクトにおきましては、5月にチーズ工房が指定管理者のもとで稼働いたしますが、ブランド化による地域振興が図られるよう進めてまいります。

林業におきましては、森林の適切な管理を行うため、森林環境譲与税を財源とする森林経営管理制度や県の森林湖沼環境税等を活用して、森林整備や普及啓発、木材利用等を推進してまいります。

商工業の振興といたしましては、従来のプレミアム商品券事業に加えまして、国のマイナポイント事業に合わせ、キャッシュレス決済推進事業に取り組みまして、域内消費を喚起をしてまいります。

また、中小企業に対しましては、販路拡大に向けた補助や県の承認を受けた経営革新計画に基づいて実施をいたします事業を支援し、経営基盤の強化を図ってまいります。

観光の振興といたしましては、団体旅行を催行した旅行会社や観光レンタカー利用者への助成

による誘客とともに、市内観光施設の充実を図り、交流人口拡大を促進してまいります。

また、外国人観光客の誘客を推進するため、引き続き、国、県の補助制度を活用した受け入れ体制の整備、旅行会社等へのプロモーション、プレミアム付旅行券の発行等、関係機関と連携しまして取り組んでまいります。

さらに、農家民泊による体験型教育旅行を推進するとともに、3階部分を宿泊室等に改修したかなさ笑楽校につきましては、指定管理者による管理運営に移行しまして、集客力の向上を図り、地域の活性化に取り組んでまいります。

次に、「夢を育み、健やかに生きる人づくり」であります。

まず、子育てへの支援といたしましては、国の幼児教育・保育の無償化に加えまして、0歳から2歳児における保育料の半額軽減や第3子以降の保育料無償化、小中学校の給食費の半額軽減を継続実施するとともに、新たに幼稚園並びに保育園、こども園における3歳以上児の給食費の無償化を実施してまいります。

また、令和3年4月から小学校に入学する児童に対しまして、入学祝い品として、学校指定の体操服セットを給付しまして、子育て世帯への経済的負担を軽減してまいります。

妊娠、出産、育児の切れ目のない支援といたしましては、引き続き、SNSを利用した子育て情報の発信や妊婦のインフルエンザの予防接種費用の全額助成、妊婦健康診査費用の助成を行うとともに、子ども夜間診療や24時間健康相談など、安心して子育てができる環境づくりを推進してまいります。

また、新生児期から聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な対応が講じられるよう、新たに新生児聴覚検査費用への助成を行います。

保育環境の充実といたしましては、愛保育園については、これまでの指定管理者による運営から公私連携型保育所に移行し、民間経営による多様な保育サービスを実施してまいります。

豊かな心の育成といたしましては、各学校において、児童生徒が自他のよさを認め合い、思いやりと命を大切にすることを育んでいくために、児童生徒の人権教育や道徳教育を一層充実をさせ、本市教育の柱であります「心の教育を基盤」とした学校教育を推進してまいります。

魅力ある学校づくりといたしましては、教育の環境改善を図りますため、昨年12月に水府小中学校一貫教育学校の新校舎が完成をしたところではありますが、引き続き、旧校舎の解体や新体育館の整備を進めるほか、峰山中学校区及び金砂郷中学校区の小学校統合につきましても、学校、保護者、地域の皆様と連携を図りながら、継続して推進してまいります。

また、子どもたち一人ひとりが描いた夢の実現を支援するため、それぞれの学校の特色を生かしながら、よりよく生きる力を確実に育む「夢育」を推進をし、自分たちの郷土への愛着や誇りを持って、健やかに心豊かな児童生徒の育成に努めてまいります。

さらに、小学校において、英語が教科化されたことから、指導体制の充実を図りますために、新たに小学校へ外国人の英語指導助手を派遣するとともに、中学生を対象に導入した英語民間検定試験検定料の助成を小学5、6年生まで拡充してまいります。

教育のICT化に向けた環境整備といたしましては、統合型校務支援システムを小中学校に順

次導入いたしまして、教員の業務効率化を図ってまいります。

多様な学習機会、地域文化活動への支援といたしましては、市民の多様なニーズを的確に捉えた講座等を開設するとともに、県指定文化財「町田火消行列」など地域の伝統文化の保存、継承活動や文化団体、文化事業への支援のほか、市民交流センターなどの文化施設の修繕等を行いまして、市民の芸術文化鑑賞の機会や活動、発表の場を提供してまいります。

スポーツレクリエーションへの支援といたしましては、幼児、児童期の子どもたちを対象とした発達段階に応じた基本動作を身につける運動遊び教室等を開催をし、体力、運動能力の向上を図ってまいります。

また、健康体操につきましては、シルバーリハビリ体操指導士、スクエアステップ指導者の増員を図りまして、市内全域で自主的な取り組みが浸透するよう進めてまいります。

スポーツ施設につきましては、市民のスポーツ活動の拠点であります山吹運動公園内の市民体育館等の更新に向けた基本計画を策定するとともに、その他のスポーツ施設の統廃合、複合化、再配置につきましても計画的に推進をしてまいります。また、大里ふれあい広場野球場に新たな防球ネットを設置しまして、周囲の安全性を確保してまいります。

健康づくりへの支援といたしましては、健診等の受診率の向上や運動習慣の継続化を図るため、健康ポイント事業に取り組むとともに、生活習慣病の早期発見、早期治療により、重症化を予防しまして、市民の健康寿命の延伸につなげてまいります。

また、国民健康保険制度の健全な財政運営のための財源確保に向けた検討を行ってまいります。

さらに、より早期の介護予防策として、要介護状態に至る前段階として位置づけられるフレイル対策への取り組みを進めてまいります。

地域の支え合いの支援といたしましては、地域福祉の中核的な担い手である民生委員児童委員の活動を支援するとともに、住みなれた地域で高齢者、障害者、子どもや生活困窮者など全ての人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指して、各種支援施策を進めますとともに、市社会福祉協議会との連携を強化しながら、地域福祉の増進を図ってまいります。また、生活保護世帯及び生活困窮世帯の中学生を対象に実施しております学習支援教室を週1回から2回に増やすとともに、送迎サービスを実施をしてまいります。

高齢者福祉におきましては、医療や介護、生活支援福祉サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進に取り組むとともに、その中核となります地域包括支援センターの充実を図ってまいります。また、令和3年度から始まる第8期高齢者福祉計画の策定に取り組みまして、認知症対策、介護予防や生活支援等の充実に努めてまいります。

結婚支援といたしましては、結婚相談センター「YOU愛ネット」を中心に、地域社会全体で結婚を応援するため、地域の企業、事業者等によるネットワークを形成し、結婚の希望を実現するための情報の共有や連携を図ってまいります。また、魅力的で多彩な婚活イベントセミナーを企画することによって、男女の出会いの場の創出に努め、未婚化、晩婚化の解消を少しでも図れるよう努力をしてまいりたいと思っております。

移住・定住の促進につきましては、本市への移住を促すため、お試し住居の利用拡大や空き家



バンク制度の拡充に取り組むとともに、空き家バンクに登録した物件の改修及び草刈り、見守り費用等に助成をしております。また、引き続き、新婚家庭家賃助成、住宅取得促進助成を行うとともに、民間賃貸住宅の新築建て替え経費にかかわる助成につきましては、新たに、建設予定地の既存建物の解体費用や既存集合賃貸住宅のリニューアル費用等の一部を助成しております。

JT跡地の利活用につきましては、埋蔵文化財発掘調査を行いまして、利活用の方向づけをしております。

地域活動への支援といたしましては、町会や地域の各種団体が連携しながら、自治活動を行う地域コミュニティの設立について、地域の理解を得ながら推進をしております。

次に、「暮らしやすく楽しむことのできるまちづくり」であります。

まず、犯罪のないまちづくりといたしましては、犯罪抑止のため、引き続き防犯灯の整備を進めるとともに、地域の防犯団体や関係機関と連携をした防犯意識の啓発を図っております。

空き家等の対策につきましては、関係機関と情報を共有いたしまして、有効活用を含めた適正管理並びに特定空家等への対策を図っております。

災害に強いまちづくりといたしましては、近年の集中豪雨等による想定外の災害に備えるため、国、県等の関係機関と連携をさらに図り、河川の危険箇所の把握に努め、計画的な改修、整備や河川のしゅんせつなどにより、河川の治水力を高めるとともに、地域の自主防災組織と連携し、防災体制の強化につなげるなど、ハード、ソフト両面から対応しております。

また、昨年の台風19号の災害対応を教訓に、臨時的、災害時の職員初動体制及び災害対策本部機能との強化を図っております。さらに、災害時の情報伝達手段の強化のため、引き続き、防災行政無線のデジタル化に取り組んでおります。

なお、台風19号による災害対応につきましては、被災箇所の早期復旧、生活の再建、なりわいの再建等に向けまして、昨年10月及び11月に専決処分いたしました補正予算とあわせ、切れ目なく進めております。

原子力災害対策につきましては、原子力災害時の避難等に関するアンケート調査の結果を反映した、市民参加型の広域避難訓練を避難先市町村に協力をいただきながら実施をしております。

消防体制につきましては、市外医療機関への救急搬送の増加に対応するため、ラピット方式ドクターカーを導入しまして、重症患者への早期の医師介入確保による救命率の向上を図り、救急医療体制の充実強化を進めております。

交通安全対策といたしましては、高齢者を対象に、ペダル踏み間違い防止装置の取り付け費用の一部を助成しまして、高齢ドライバーによる交通事故を抑制しております。

安全な消費生活の支援といたしましては、特殊詐欺や悪質商法の被害を未然に防ぎますために、関係機関と連携し、啓発活動や相談体制の充実を図っております。

市街地の整備といたしましては、東部土地区画整理事業におきまして、昨年10月より盛り土工事を進めているところでありますが、今後、買い物環境の改善や雇用の創出と合わせて、若者の定住や交流人口の拡大を図るため、大型商業施設や業務施設など立地誘導し、魅力ある市街地づくりに努めております。

公共交通につきましては、効率的かつ市民にとって利便性の高い公共交通となるよう、引き続き、地域の特性や市民ニーズを的確に捉え、評価、改善を行いながら、将来にわたり持続可能な公共交通の体系を構築してまいります。

道路の整備といたしましては、市民生活の安全安心の確保や利便性の向上、物流の効率化による生産性の向上を図りますため、国、県など関係機関と連携をいたしまして、国道293号常陸太田東バイパス、県道常陸那珂港山方線など、引き続き国・県道の整備促進を図ってまいります。

特に、市道0139号線につきましては、市民の通勤時間の短縮、緊急医療対策など、さまざまな効果が期待されますことから、県からの技術的な支援を受けながら、幡町から日立市までの区間を、日立市とともに連携を図り整備を進めてまいります。

また、生活道路の整備につきましては、新宿天神林線等の整備や橋梁長寿命化対策を継続するとともに、市民生活の利便性向上や防災対策の観点から、道路整備を進めてまいります。

上下水道の整備といたしましては、安全で安心な水の安定供給のため、上水道、簡易水道施設の老朽化に伴う施設の更新及び国道461号（仮称）北沢トンネルへの送水管布設を進めてまいります。

また、東部土地区画整理事業に伴う公共下水道の整備を行い、市街地環境の整備を進めてまいります。さらに、今後の災害に備えまして、浄水場、取水場、排水処理施設に防水扉、排水溝、排水ポンプなどの浸水対策を講じてまいります。

自然及び生活環境の保全といたしましては、資源ごみの無料回収と23分別回収を継続し、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を図りますとともに、地域と連携したごみ出し支援を進めてまいります。

また、太陽光発電施設や高効率給湯器等を設置する世帯への補助を継続し、省エネルギー、再生可能エネルギーの普及を促進してまいります。

さらに、清掃センターにつきましては、長寿命化計画に基づく設備改良工事を行いまして、施設の延命化を図ってまいります。

最後に、「計画の推進のために」であります。

まず、広報活動といたしましては、広報紙やホームページの内容充実を図るとともに、市内外の多くの方にも市の情報や魅力を広く伝えるため、フェイスブック、ツイッターなどSNSの活用やマスメディアへの積極的な情報提供、各種広報媒体を活用するなど、より効果的かつ戦略的な情報発信を図ってまいります。

姉妹都市等との交流といたしましては、秋田市へ市民交流団を派遣するほか、臼杵市からの市民交流団の受け入れをはじめとする各種交流事業を実施しまして、各都市との友好関係のきずなを深めてまいります。なお、これらの交流事業や、中国余姚市との中学生の派遣及び受け入れ事業につきましては、今後の新型コロナウイルスの感染状況に応じて、実施の有無を適切に判断をしてまいりたいと考えております。

行政組織力の強化といたしましては、支所の運営体制について、業務内容を地域振興課と市民窓口業務に特化し、組織の合理化を図るとともに、農政、建設、商工、観光部門の駐在員を本課

に集約をし、指揮系統を明確化することにより、業務の効率化及びスピードアップを図ってまいります。

自主性、自立性の高い財政運営といたしましては、将来にわたり持続可能な行財政の経営基盤を確立するため策定いたしました行政改革大綱により、行政組織の柔軟性、機動性を向上させるとともに、第3セクター等の経営健全化に努めてまいります。また、引き続き、市税や保険料など、徴収率の維持向上に努めるほか、債権管理事務の一元化を進め、債権管理の適正化と効率化を図ってまいります。さらに、PDCAサイクルによる事業の改善、見直しを徹底し、効果的かつ効率的な行財政運営に努めるとともに、総合計画の基本構想の実現に向け、前期基本計画に基づき、実施した施策について、効果検証を行いまして、令和4年度を初年度とする後期基本計画の策定に着手をしております。

公共施設の適正管理の推進につきましては、公共施設等総合管理計画及び公共施設等再配置計画に基づき、将来のよりよい公共施設のあり方に向けて、施設ごとの再配置を進めてまいります。また、個別施設計画として、学校施設の長寿命化計画を策定し、中長期的な維持管理等にかかわるトータルコストの縮減や予算の平準化を図ってまいります。

さらに、旧やまざくら保育所、旧すいふこども園、市営住宅14棟、消防団組織改変に伴う機械器具置場8カ所を解体をするとともに、ふるさと歴史民俗伝承館については、解体工事に係わる設計を行ってまいります。

マイナンバーカードの普及につきましては、国が進めますマイナポイント事業や健康保険証としての利用など、さまざまなサービスが始まることから、市におきましても、申請受け付けの専用窓口の設置や企業等への出張申請サービスにより普及を図りますとともに、独自のキャッシュレス決済事業や各種証明書のコンビニ交付の実施、図書館利用カードへの導入によりまして、利活用を促進してまいります。

以上、令和2年度に臨むに当たりまして、施政方針を申し上げます。

本年は、いよいよ東京2020オリンピック、パラリンピックが開催され、7月5日には聖火リレーが竜神大吊橋で行われます。オリンピックを身近に感じられる聖火リレーは、子どもをはじめ、多くの市民の皆様にも夢と希望を与えてくれるものであります。令和の新しい時代、少子化・人口減少が進行する中、本市を取り巻く環境はさらに厳しい状況になることが予想されますが、その先の未来を見据えながら、次世代を担う子どもたちが誇れる持続可能なまちを目指し、全力を尽くしてまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様により一層のご理解とご協力を重ねてお願いを申し上げます。

最後になりましたが、今定例会に提出いたしました議案は29件でございます。条例の制定2件、条例の一部改正7件、条例の廃止1件、公の施設にかかわる指定管理者の指定1件、市道路線の廃止、変更及び認定が各1件、令和元年度補正予算7件、令和2年度当初予算8件でございます。なお、会期中に、人事案件3件を追加提案する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに、副市長及び担当部長よりご説明

をさせていただきますので、何とぞ慎重なるご審議の上、原案のとおり可決、ご同意を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

---

### 日程第3 議案第2号ないし議案第15号

○成井小太郎議長 次、日程第3、議案第2号常陸太田市子育て基本条例の制定について、議案第3号常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定について、議案第4号常陸太田市監査委員条例及び常陸太田市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、議案第5号常陸太田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について、議案第6号常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第7号常陸太田市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第8号常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第9号常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第10号常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第11号常陸太田市里美デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の廃止について、議案第12号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、議案第13号常陸太田市道路線の廃止について、議案第14号常陸太田市道路線の変更について、議案第15号常陸太田市道路線の認定について、以上14件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 議案第9号を除く13件につきまして、提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第2号は、常陸太田市子育て基本条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、本市はこれまで、「子育て上手常陸太田」を掲げ、他市町村に先駆けて、子育て支援施策に取り組んでまいりました結果、田舎暮らしの本ランキングで1位を獲得するなど、子育て支援施策先進自治体として全国に認知されるに至っております。

しかしながら、本市の出生数や人口は依然として厳しい状況が続いているため、今回改めて、本市における子育てに関する基本的な考え方を定め、行政だけではなく、市民が一体となり、子育て支援施策のより一層の推進を図るため、本条例を制定するものでございます。

本条例は、新規条例でございますので、内容につきましては、お手元に配付をいたしましたA3横長の資料、令和2年第2回市議会定例会第2号資料、常陸太田市子育て基本条例の概要についてによりご説明いたします。

第1条は、目的でございます。子育てについての基本理念を定め、市の責務並びに保護者、市民、学校及び事業者等のそれぞれの役割を明らかにすることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境の確保、子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とし

ております。

第2条は、定義でございます。それぞれの用語の意義を定めております。

第3条は、基本理念でございます。ご覧の3つを定めました。

- (1) 安心して子どもを産み育てることができる環境を確保すること。
- (2) 地域社会のさまざまな場において、自主的な子育て支援の取り組みが促進されること。
- (3) 社会全体で子育て支援に取り組む意識の啓発が図られることでございます。

第4条は、市の責務として、次の5つを定めました。

- (1) 基本理念に基づき、子育てに関する総合的な施策を策定し実施すること。
- (2) 子どもの体験活動及び知識習得等の機会の提供に努めること。
- (3) 子育てに関する知識習得機会の提供に努めること。
- (4) 保護者同士の交流の機会の提供に努めること。
- (5) 子育てに関する相談の機会の提供に努めることでございます。

資料右側をご覧ください。

第5条は、保護者の役割として、次の2つを定めました。

(1) 子育てにおいて第一義的な責任を負うものであって、子どもが心身ともに健やかに育つよう努めること。

(2) 子どもを一人の人格を持った人間として尊重し、子どもが基本的な生活習慣及び規範意識を身につけられるように努めることでございます。

第6条は、市民等の役割として、次の2つを定めました。

- (1) 地域の中で、子どもが安心して過ごすことができるよう努めること。
- (2) 相互に協力して、子育てに関する知識及び経験の提供や子どもの郷土愛の醸成に努めることでございます。

第7条は、学校の役割として、次の2つを定めました。

(1) 子どもたち一人ひとりが主体的に夢を描き、実現できるよう、その基盤となる生きる力を育む「夢育」を推進し、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスのとれた子どもの育成に努めること。

(2) 保護者や地域社会と連携し、子育てに良好な環境づくりを進めることにより、健やかで心豊かな人づくりに努めることでございます。

第8条は、事業者等の役割として、保護者の役割を理解し、仕事と子育てが両立できるよう、職場環境の整備に努めることを定めました。

第9条から第13条は市の施策等ございまして、次の5つを定めております。

- (1) 保護者、市民等、学校等、事業者等との連携体制の構築。
- (2) 子育て支援についての計画の策定。
- (3) 妊娠、出産、子育てにおける切れ目のない支援。
- (4) 子育てに関する施策の充実及び人材の育成。
- (5) 子育てに関する広報及び啓発でございます。

10は、附則でございます。本条例は本年4月1日から施行いたします。

本市では、第6次総合計画において、目指すべきまちの将来像を「子育て上手その先へ さらなる魅力の創造」としております。その実現に向けまして、本条例の施行を機に、改めまして、市民が一体となり、子育て支援施策に全力で取り組んでまいります。

議案第2号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

5ページをお開き願います。

議案第3号は、常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の制定についてでございます。

提案理由でございますが、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等を設置するに当たり、必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

本条例は、新規条例でございますので、内容につきましては、お手元に配付をいたしましたA3横長の資料、令和2年第2回市議会定例会議案第3号資料、常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の概要についてによりご説明いたします。

1は、「いじめ防止対策推進法」の概要でございます。

表1をご覧ください。

法第14条関係は、地方公共団体における協議会等の設置を規定しております。第14条第1項は、いじめ問題対策連絡協議会の設置でございまして、地方公共団体は条例の定めるところにより、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができるとしております。

第14条第3項は、いじめ防止等のための対策を実効的に行う必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるとなっております。

次に、法第28条は、重大事態発生時における学校の設置者又は学校による調査機関の設置でございまして、第28条第1項で、①いじめによる当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。この2つの場合において、学校の設置者又は学校が速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うこととしております。

法第30条は、地方公共団体の再調査で、第30条第2項で報告を受けた地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、附属機関を設け、調査を行うなど、第28条第1項の規定による調査結果について、改めて調査を行うことができる旨を規定しております。

これらの法の規定を受けまして、新たに条例を制定するものでございます。

2は、常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例の概要でございます。

第1章は、総則で、第1条において法に基づき、常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会、その他の組織を設置する趣旨を規定いたしました。

第2章は、常陸太田市いじめ問題対策連絡協議会の内容でございます。

第2条から第7条において、協議会の設置、所掌事務、組織について規定をいたしました。  
所掌事務は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する協議及び連絡調整でございます。

委員は25人以内とし、任期は1年、構成は、市立中学校の教職員、県中央児童相談所の職員、太田警察署の職員、市の職員としております。会長については教育長とし、事務局を教育委員会指導室に置くものでございます。

第3章は、常陸太田市いじめ調査委員会の内容でございます。

第8条から第14条において、調査委員会の設置、所掌事務、組織等について規定をいたしました。

所掌事務は、いじめの防止等のための対策に関する調査研究等及び重大事態に対する事実関係の調査でございます。

委員は5人以内とし、構成は、教育、法律、心理等について専門的知識及び経験を有するものとしております。任期は委嘱の日から当該諮問に係る事務が完了する日までとしております。委員長は互選し、事務局を教育委員会指導室に置くものでございます。

資料右側をご覧ください。

第4章は、常陸太田市いじめ再調査委員会の内容でございます。

第15条から第18条において、再調査委員会の設置、所掌事務、組織等について規定いたしました。

所掌事務は、市長の諮問に応じ、重大事態に対する事実関係の再調査でございます。

委員は5人以内とし、構成は、当該いじめ事案と関係がない者で、教育、法律、審議等について専門的知識及び経験を有する者としております。

また、再調査委員会の委員は、いじめ調査委員会の委員を兼ねることができず、任期は委嘱の日から当該諮問に係る事務が完了する日までとしております。委員長は互選し、事務局を総務部総務課に置くものでございます。

第5章は雑則で、第19条において各会を運営するに当たって、必要な事項をそれぞれ定める旨を委任規定をしております。

表2の下段をご覧ください。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行いたします。

附則第2項で、いじめ調査委員会の委員及びいじめ再調査委員会の委員の報酬を定めるため、関係する条例を改正し、それぞれの委員報酬を6,000円といたしました。

3は、条例制定後における本市の対応についてでございます。

これまで、本市におけるいじめ問題への対応は、要綱に基づき、教育委員会の指導のもと、各学校で個別に行ってまいりましたが、近年のいじめ問題は、困難化、複雑化しており、課題への対応が厳しい状況となっております。

条例制定後は、いじめ問題対策連絡協議会の中で関係機関との連携強化が図られ、それぞれの立場から指導、助言により、いじめ問題へのより積極的な対応が可能となりますほか、重大事態

が発生してしまった場合にも、いじめ調査委員会等が設置されることで、事案に対し迅速な対応が可能となります。

さらに、再調査委員会における第三者による検証は、当事者や保護者にとって安心が確保されるものと考えております。

なお、参考といたしまして、「いじめ対策防止推進法」に係る県内市町村の対応状況を記載しておりますので、後ほどご覧置き願います。

議案第3号は以上でございます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

10ページをお開き願います。

議案第4号は、常陸太田市監査委員条例及び常陸太田市上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「地方自治法等の一部を改正する法律」が平成29年6月9日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴い、関連する条例の一部改正を行うものでございます。

11ページをお開き願います。

改正の内容でございますが、「地方自治法」において新たな条文が追加され、同法第243条の2が1条繰り下がったことに伴い、同条を引用しております本市の2つの条例について改正を行うものでございます。

条例の本文でございます。

第1条は、常陸太田市監査委員条例を改正するもので、第6条中、第243条の2第3項を第243条の2の2第3項とするものでございます。

第2条は、常陸太田市上下水道事業の設置等に関する条例を改正するもので、第6条中、243条の2第8項を第243条の2の2第8項に改めるものでございます。

なお、「地方自治法」の改正の内容でございますが、地方公共団体の長や職員などの損害賠償責任について、その職務を行うに当たり、善意でかつ重大な過失がない場合には、賠償責任額の一部について、免責できる旨を条例において定めることを可能とするものでございます。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

議案第4号は以上でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

議案第5号は、常陸太田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、別段の取り扱いを設けることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、16ページをお開き願います。

左側の改正案ですが、会計年度任用職員は勤務時間や期間、場所等、任用形態がさまざまであることから、新たに第3項を設け、サービスの宣誓について、第1項の規定にかかわらず、別段の定



めをすることができる旨を加えたものでございます。

具体的には、別途定めます、常陸太田市職員の服務の宣誓に関する規定において、会計年度任用職員については、任命権者等の面前において宣誓書に署名をすることを要せず、署名をした宣誓書を提出することで足り得るものとするものを定めるものでございます。

恐れ入りますが、15ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

議案第5号は以上でございます。

続きまして、17ページをお開き願います。

議案第6号は、常陸太田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、会計年度任用職員の給与について、本市職員の給与改定に準じた額とするため、本条例の一部改正を行うものでございます。

なお、本条例につきましては、令和元年第4回市議会定例会においてご承認をいただき、新規制定をしたところでございますが、同定例会追加議案において、本市職員の給与改定を行ったことに伴い、今回、会計年度任用職員の給料表の一部改正を行うものでございます。次年度以降につきましては、本市職員の給与改定にあわせまして、条例の改正を行うことといたします。

19ページからは、新たな給料表でございます。後ほどご覧置き願います。

恐れ入りますが、少し飛びまして、26ページをお開き願います。

下段の附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

議案第6号は以上でございます。

続きまして、34ページをお開き願います。

議案第7号は、常陸太田市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、本市における地区保健センターの機能を再編するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。

恐れ入りますが、36ページをお開き願います。

右側、現行の欄は、常陸太田市総合保健センターから里美保健センターまで4カ所でございますが、左側、改正案では、保健センターの実態に合わせ、常陸太田市総合保健センターと常陸太田市北部保健センターの2カ所とするものでございます。

恐れ入りますが、35ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

議案第7号は以上でございます。

続きまして、37ページをお開き願います。

議案第8号は、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、「民法の一部を改正する法律」が平成29年6月2日に公布され、本年4月1日から施行されること、及び国の管理標準条例の改正等に伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、改正の範囲が多岐にわたりますので、お手元に配付をいたしましたA3横長の資料、令和2年第2回市議会定例会、議案第8号資料、常陸太田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてによりご説明いたします。

1は、改正の背景でございます。

①は、「民法の一部を改正する法律」でございます。改正内容は、2点でございます。1点目は、個人根保証契約において極度額の設定が義務化され、明確な極度額の設定が必須となったことでございます。2点目は、債権関係の規定の見直しにより、法定利率が引き下げられたものでございます。

②は、国土交通省住宅局長通達による管理標準条例の改正でございます。国の管理標準条例において、住宅入居者の資格要件については、地域の実情を総合的に勘案することとされ、公営住宅への入居者資格要件の緩和を促すものでございます。

これらの2つの改正を受けまして、条例の一部を改正するものでございます。

2は、条例の改正内容でございます。

まず、(1)は「民法の一部を改正する法律」の施行による改正でございます。

①連帯保証人制度の改正でございますが、連帯保証人を確保する場合に、極度額を設定するものでございます。

図1をご覧ください。

現行の制度では、市営住宅の入居に際しては、連帯保証人一人を定め、無限の保証債務等を義務付けておりましたが、改正案では、引き続き連帯保証人は求めるものの、保証人の極度額に変動が生じないように、入居時における家賃の6カ月分を保証の上限額としたものでございます。なお、6カ月という期間の設定につきましては、家賃滞納発生から明け渡しの最短期間として設定いたしました。

また、図1の下段でございますが、入居者において、連帯保証人の確保が困難な場合につきましては、連帯保証人の免除規定を別途要綱で定め、入居者の要件緩和を行うものでございます。

②は、不正入居を行った入居者に対し、明け渡しの請求をする際に用いる法定利率が改正されたことに伴う改正でございます。

図2をご覧ください。現行の制度では、年5%の利率を年3%に改めるものでございます。

資料の右側をご覧ください。

上段の(2)は、国の管理標準条例による改正でございます。

①は、入居者資格の緩和でございます。

まず、居住地要件の廃止でございますが、図3をご覧ください。

現行の制度では、市内に住所または勤務場所を有するものであることが、入居要件でございますが、改正案では、現行の要件を廃止をし、市外からの入居はもちろん、県外、全国の方が市営

住宅に申し込むことを可能といたします。

次に、入居年齢要件の緩和でございます。現行の制度では、単身者の入居は60歳以上の者に限定しておりますが、年齢制限を緩和することにより、満18歳以上の単身者でも入居ができませんよう改めるものでございます。

なお、入居申し込みを可能とする市営住宅は、市公共施設等総合管理計画及び住環境等を考慮し、あわせて、地域の維持を図ることができるよう、水府、里美地区の6団地を定めたものでございます。

②は、収入要件の特例の改正でございます。

収入月額基準21万4,000円以下の世帯を18歳までの子どもがいる世帯へ拡大するとともに、満18歳以上の単身者についても、収入月額基準を新たに定めるものでございます。

図4をご覧ください。

現行の制度では、入居可能としている収入月額の基準21万4,000円以下の世帯は、中学校卒業までの子どもがいる世帯としておりますが、改正案では、高校卒業までの子どもがいる世帯へ拡大するものでございます。

表1をご覧ください。

新たに申し込みが可能となる満18歳以上の単身者の収入月額は、基準額の15万8,000円以下では、給与実態として条件が整わないと見込まれますことから、特例といたしまして、収入月額を21万4,000円以下の適用をさせるものでございます。

これらの改正により、保証人を立てることが困難な方が入居しやすくなるほか、18歳までの子どもがいる子育て世帯や単身者の世帯など、対象となる世帯が拡大されることで、市営住宅の効率的な利活用が可能となり、人口減少抑制の一助として効果が期待されるところでございます。

3は、市営住宅の用途廃止でございます。

表2をご覧ください。

稲木町団地2を16戸から12戸に、新宿町団地3を3戸からゼロに、合わせまして7戸を減するものでございます。

これにより、新宿町団地3につきましては、廃止といたします。

4の施行日でございますが、本条例は本年4月1日から施行いたします。

また、経過措置でございますが、この条例の施行前に入居している者、または、入居の申し込みをした者に対する令和元年度までの家賃及び連帯保証人の取り扱いにつきましては、従前の例によるものといたします。

なお、市営住宅につきましては、今後も常陸太田市公共施設等総合管理計画に基づき、適切に管理を行ってまいります。

議案第8号は以上でございます。

議案第9号は、後ほど上下水道部長から説明を行います。

恐れ入りますが、議案書にお戻りいただきまして、49ページをお開き願います。49ページでございます。

議案第10号は、常陸太田市公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、新たな地域コミュニティの設立により、公民館事業を同組織へ移行することに伴い、染和田公民館を廃止するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、51ページをお開き願います。

右側、現行の欄、表中、最下段に記載がございます染和田公民館の項を削るものでございます。

恐れ入りますが、50ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

議案第10号は以上でございます。

続きまして、52ページをお開き願います。

議案第11号は、常陸太田市里美デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例及び常陸太田市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、常陸太田市里美デイサービスセンター及び常陸太田市ふれあいの家を用途廃止することに伴い、両条例を廃止するものでございます。

53ページをお開き願います。

条例の本文でございます。

常陸太田市里美保健センターに併設をしております常陸太田市里美デイサービスセンター及び常陸太田市ふれあいの家の両施設で行ってございましたデイサービスなど、在宅福祉サービスを民間委託したことに伴い、両条例を廃止するものでございます。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行することとし、廃止する2施設について、関連する条例中の規定から削除をするものでございます。

議案第11号は以上でございます。

続きまして、54ページをお開き願います。

議案第12号は、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

提案理由でございますが、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設の指定管理者を指定するため、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、お手元に配付をいたしましたA3横長の資料、令和2年第2回市議会定例会、議案第12号資料、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてによりご説明いたします。

1の施設の名称は、常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設、かなさ笑楽校でございます。

2の事業者公募の状況でございますが、令和元年12月20日から令和2年1月16日まで、事業者の公募を行いました結果、1団体から応募がございました。令和2年1月22日及び1月30日に、指定管理者選定委員会を開催し、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、指定管理予定者を選定いたしました。

3の指定管理予定者は、特定非営利活動法人Body Products、代表者は代表理事、前嶋幸恵、住所は日立市久慈町5丁目4番地19号でございます。

4の指定期間につきましては、維持管理及び事業を行う施設は3年間としておりますが、当施設は、体験交流型の宿泊施設として、指定管理を初めて導入する施設でありますことから、運営状況等を注視する必要があるため、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間といたしました。

5の選定の理由でございますが、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条で規定する選定の基準に基づき、指定管理者選定委員会において、5項目の審査基準により指定管理者として適格であるかどうかについて、審議選定をしたところでございます。また、当施設の現在の利用状況は、スポーツ少年団の利用が多い状況でございます。

指定管理予定者は、右ページの主な業務実績のとおり、日立市において、スポーツを通じて、幅広い年齢層を対象とした事業を展開しており、活動の経験や知見を生かし、当該施設の、より広範囲な利用形態が期待できますことから、特定非営利活動法人Body Productsを選定するものでございます。

議案第12号は以上でございます。

恐れ入りますが、ブルーのファイルでつづりました別冊の議案書をご覧ください。

1ページをお開き願います。

議案第13号は、常陸太田市道路線の廃止についてでございます。

提案理由でございますが、現在認定しております市道において、形式上、認定基準を満たしているものの、公衆用道路としての利用がない路線や道路の現況がない路線、また、市有地の財産処分に伴う市道路線を廃止するため、「道路法」第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。

市道路線の見直しにつきましては、平成22年から調査委託や直営作業を行い、現況を確認後、変更や廃止を進めてまいりました。

金砂郷地区におきましては、調査対象としている幅員1.5メートル以上1.8メートル未満の道路が、ほかの地区と比べ、特に多く存在しましたことから、この間、道路利用の実態調査を行ってまいりました。

市道、金1B14号線から大きく飛びまして、33ページをお開き願います。

空欄を除きました下から4段目の市道金4B972号線まで、410路線につきましては、現地確認の結果、比較的延長が短く、また、墓地や山林の入り口、さらには、農地への通行のための作業道路的な利用状況で、一般の交通の用に供していない道路であることを確認いたしました。

また今後は、法定外道路として、引き続き、市が管理をしていくことにつきまして、地元との調整を十分に行った上で、「道路法」の適用から除外するため、市道路線の廃止を行うものでございます。

同ページ、空欄を除いた下から3段目の市道金2B312号線につきましては、旧北中学校敷

地内の道路を市道として認定をしておりましたが、昨年度の市有地売却に伴いまして、廃止をするものでございます。

市道金3B385号線及び市道金4B545号線につきましては、個人の宅地へ接続している行きどまりの現況を確認いたしましたことから廃止をするものでございます。

34ページから121ページにつきましては、廃止する市道路線の位置図と廃止図を添付してございますので、後ほどご覧置き願います。

議案第13号は以上でございます。

続きまして、122ページをお開き願います。

議案第14号は、常陸太田市道路線の変更についてでございます。

提案理由でございますが、東部土地区画整理事業の施行及び道路改良整備に伴い、市道路線を変更するため、「道路法」第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、125ページをお開き願います。

市道0113号線につきましては、今年度より工事に着手をいたしました東部土地区画整理事業に伴い、事業区域に編入いたします道路の一部区間を廃止するため、起点を市役所北側から国道349号バイパスの東側に変更するものでございます。なお、事業区域へ編入を行わない区間につきましては、法定外道路として、引き続き、市が管理を行ってまいります。

続きまして、126ページをお開き願います。

市道0212号線につきましては、平成28年度から通学路として拡幅工事を行ってまいりました、稲木竹山線が来年度完成いたしますことから、改良整備におきまして、これまでの変則交差点を解消するため、本路線のルートをオレンジ色で示した新たな路線に変更するものでございます。

続きまして、128ページをお開き願います。

市道4388号線につきましては、平成30年度に改良整備を行いました。ブルーの整備区間と赤色の破線の区間を一体的に整備しましたことから、今回、別路線といたしまして市道路線の整備を行うため、終点を変更して、ブルーの整備区間を廃止するものでございます。

議案第14号は以上でございます。

続きまして、129ページをお開き願います。

議案第15号は、常陸太田市道路線の認定についてでございます。

提案理由でございますが、道路の改良整備と茨城県が施工する国県道の旧道移管に伴う市道路線の認定について、「道路法」第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

132ページをお開き願います。

市道1394号線につきましては、県道下土木内常陸太田線の堅磐町から上土木内町までのバイパス整備に伴う旧道区間でございます。

続きまして、135ページをお開き願います。

市道水8の7841号線は国道461号の折橋町から下高倉町までの、仮称北沢トンネルの整備に伴う旧道区間でございます。

なお、この2路線につきましては、茨城県と管理の移管に向けた協議や現地確認を行い、県において移管道路の整備を行った後に、市へ移管される予定となっております。

恐れ入りますが、133ページにお戻り願います。

市道4481号線につきましては、さきの議案第14号におきまして廃止をいたしましたブルーの区間と整備を行いました赤い破線の区間を新たな市道路線として再度認定するものでございます。

提出議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 議案第9号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

議案書の46ページをお開き願います。

議案第9号は、常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、本市企業職員の住居手当等について改定するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、48ページをお開き願います。

まず、6条の2住居手当でございます。国の改定に準じまして、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、1万2,000円を1万6,000円に改定するものでございます。

次に、第18条、会計年度任用職員の給与でございます。

右側、現行の欄をご覧ください。

制度の導入に伴い、12月の第4回定例会において、企業職員に対し、市職員と同様に、第1項第1号でパートタイム会計年度任用職員、第2号でフルタイム会計年度任用職員について、給与の種類及び区分を定めたところではございましたが、企業職員については、「地方公営企業法」第38条の規定が適用され、パートタイムとフルタイムを同一の取り扱いとしなければならなかったため、今回改正するものでございます。

恐れ入りますが、47ページにお戻り願います。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第6条の2の改正規定は、令和2年4月の1日から施行するものでございます。

議案第9号は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

---

日程第4 議案第16号ないし議案第22号

○成井小太郎議長 次、日程第4、議案第16号令和元年度常陸太田市一般会計補正予算（第1

0号)について、議案第17号令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、議案第18号令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第4号)について、議案第19号令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第20号令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第21号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算(第3号)について、議案第22号令和元年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算(第2号)について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりましてご説明申し上げます。恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和2年第2回常陸太田市議会定例会補正予算書をご覧ください。

1枚おめくり願います。

議案第16号は、令和元年度常陸太田市一般会計補正予算(第10号)でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7億9,542万9,000円を減額し、総額を27億8,261万1,000円とするものでございます。

第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為を、第4条で地方債の補正を行っております。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、12ページをお開き願います。

歳入でございます。

1段目の2款3項1目森林環境譲与税の補正につきましては、森林環境譲与税が追加交付されたことから、162万2,000円を追加するものでございます。

最下段の15款2項2目民生費国庫補助金の補正につきましては、国のプレミアム付き商品券事業の確定に伴い、合わせまして、3,442万4,000円を減額するものでございます。同款同項4目土木費国庫補助金の補正につきましては、補助額の確定により、合わせまして、2,134万8,000円を追加するものでございます。同款同項6目教育費国庫補助金の補正につきましては、国が策定した教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画に基づいて行う太田小学校校内通信ネットワーク整備費の財源といたしまして、793万2,000円を追加するものでございます。同款同項8目災害復旧費国庫補助金の補正につきましては、台風第19号による災害復旧事業に係る補助対象事業の確定に伴い、道路橋梁災害復旧事業の財源として、1,252万5,000円を追加するものでございます。

13ページをご覧ください。

2段目の6款1項1目民生費県負担金のうち、6節災害救助負担金6,785万9,000円につきましては、台風第19号に係る災害救助費県負担金の交付に伴い追加するものでございます。

3段目の16款2項県補助金から最下段の同款3項委託金にかけての各交付金の補正につきましては、歳出予算の増減や補助金の確定によるものでございます。

14ページをお開き願います。



4段目の19款2項1目財政調整基金繰入金の補正でございますが、国補助金の額や各事業費の確定などにより、歳出予算が減額となりましたことから、17億2,650万6,000円を減額するものでございます。

下から2段目の20款繰越金の補正につきましては、平成30年度決算剰余金を、今年度の歳入へ編入するため、前年度繰越金として3億8,033万8,000円を追加するものでございます。

最下段の21款4項3目のうち、1節消防団員退職報償金受け入れ金の補正につきましては、消防団員の退職報償金の財源として960万6,000円を追加するものでございます。

15ページをご覧ください。

下段の22款1項10目災害復旧債の補正につきましては、台風第19号により被災した農地及び農業用施設並びに道路、橋梁の国の査定が終了したことに伴い、災害復旧費の財源といたしまして、合わせまして2億8,130万円を追加するものでございます。同款同項11目災害対策債の補正につきましては、台風第19号に係る災害ごみ処理費の財源といたしまして、2億2,620万円を追加するものでございます。

その他の市債の補正でございますが、市債対象事業の国補助や事業費の確定により増減するものでございます。

16ページをお開き願います。

歳出でございます。

今回の補正予算につきましては、国補助金の額や各事業の内容、数量等の確定、あるいは、契約差金などが主な内容でございますので、大きく増減するものを中心に説明いたします。

17ページをご覧ください。

款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。13目地域振興費のうち、8節報償費の補正につきましては、地域おこし協力隊の採用が見込みよりも少なかったことから、1,376万円を減額するものでございます。同款同項14目交通対策費のうち、19節負担金補助及び交付金につきましては、利用者の減により、バス路線維持に係る負担金補助金に不足を生じたことから、111万5,000円を追加するものでございます。

18ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。15目国民体育大会費の補正につきましては、本市において、行幸啓が実施されなかったこと及び競技会場設営費等の入札差金により1,374万2,000円を減額するものでございます。同款同項16目諸費のうち、17節公有財産購入費の補正につきましては、子育て世帯向け住宅として取得予定でありました東京航空局山下宿舎の土地及び建物について、購入費の見積もり合わせが不調となり、契約に至らなかったことに伴い、2,938万4,000円を減額するものでございます。同目19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、新婚家庭家賃助成や民間賃貸住宅建築助成などの定住促進助成件数が見込みよりも少なかったことにより、合わせまして、3,312万2,000円を減額するものでございます。

20ページをお開き願います。

下段の3款1項1目社会福祉総務費のうち、13節委託料の補正につきましては、消費税率の引き上げに伴う低所得世帯及び子育て世帯における家計の負担緩和や地域の消費を下支えするために、国が実施をいたしましたプレミアム付き商品券事業において、購入件数が見込みよりも少なかったことに伴い、2,948万9,000円を減額するものでございます。同款同項2目老人福祉費の補正につきましては、養護老人ホーム入居者数が見込みよりも少なかったため、2,100万円を減額するものでございます。

21ページをご覧ください。

中段の3款4項1目災害救助費のうち、21節貸付金の補正につきましては、台風第19号により被災した世帯の生活再建のために貸し付けます災害援護資金貸付金について、全壊5件分、大規模半壊及び半壊20件分を見込み、4,650万円を予算化しましたが、申請において、半壊2件、貸付金額307万円にとどまりましたことから、4,003万円を減額するものでございます。

22ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、上段は、4款1項保健衛生費でございます。7目環境衛生費のうち、19節負担金補助及び交付金の補正につきましては、台風第19号により被災した新地浄水場の復旧事業が国の補助対象となりましたことに伴い、一般会計から水道事業会計への補助金3,067万4,000円を減額するものでございます。

24ページをお開き願います。

上段の5款2項2目林業振興費のうち、25節積立金の補正につきましては、国からの森林環境譲与税が増額されたこと及び森林整備事業の歳出予算の減額に伴い、森林環境譲与税基金へ積み立てるため、388万5,000円を追加するものでございます。

下段の6款1項1目商工総務費の補正につきましては、台風第19号により被災した花房取水場の復旧事業が国の補助対象となりましたことに伴い、一般会計から工業用水道事業会計への補助金748万円を減額するものでございます。同款同項4目観光費の補正につきましては、日韓関係の悪化による航空便の運休に伴う事業の縮減により、合わせまして517万9,000円を減額するものでございます。

25ページをご覧ください。

下段は7款2項道路橋りょう費でございます。2目道路維持費のうち、15節工事請負費の補正につきましては、小菅町地内市道の落石防止対策工事において、必要最低限の工事内容に見直したことに伴い、2,057万円を減額するものでございます。同款同項3目道路新設改良費のうち、15節工事請負費の補正につきましては、国補助金が追加交付されることに伴い、市道幡小沢線等の改良工事費の費用として、3,200万円を追加するものでございます。

26ページをお開き願います。

下段の7款5項1目下水道費の補正につきましては、台風第19号により被災した松栄町の農業集落排水処理場の復旧事業が国の補助対象となりましたことに伴い、一般会計から下水道事業会計への補助金1億7,991万5,000円を減額するものでございます。

27ページをご覧ください。

中段の8款1項2目非常備消防費のうち、8節報償費の補正につきましては、消防団員の退職報償費が見込みよりも増えたことに伴い、961万9,000円を追加するものでございます。同款同項5目災害対策費のうち、13節委託料、右側、説明の欄3行目、防災行政無線設計業務委託料の補正につきましては、防災行政無線デジタル化に伴う実施設計業務委託の入札差金により、2,036万9,000円を減額するものでございます。

28ページをお開き願います。

下段の9款2項1目学校管理費のうち、13節委託料、右側、説明の欄2行目、通信ネットワーク環境施設整備機械保守委託料から同目15節工事請負費の補正につきましては、国の教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画に基づいて行う太田小学校の校内通信ネットワーク整備に係る経費として、合わせまして1,583万2,000円を追加するものでございます。

30ページをお開き願います。

中段の10款2項1目道路橋りょう災害復旧費の補正につきましては、台風第19号により被災した道路橋梁の復旧事業の内容の確定により、13節委託料及び15節工事請負費、合わせまして1億2,200万円を減額するものでございます。

下段の11款1項1目元金の補正につきましては、東日本大震災に係る災害援護資金貸付償還金が見込みよりも多かったことから、80万1,000円を追加するものでございます。同款同項2目利子の補正につきましては、借入額及び借入利率の確定により1,861万8,000円を減額するものでございます。

恐れ入りますが、6ページにお戻り願います。

第2表は、繰越明許費補正でございます。

1の追加でございますが、台風第19号による災害対策に伴い、進捗に後れが生じた事業や国の補正予算に基づくもの、関係機関との調整に日時を要したものなど、7ページまでの合計26事業を、それぞれの金額において、翌年度に繰り越すものでございます。

8ページをお開き願います。

第3表は、債務負担行為補正でございます。

1は追加でございますが、ファイル無害化ASPライセンス使用料から、西山の里観光施設運営業務までの業務につきましては、新年度4月当初からの業務開始に当たり、令和元年度中に契約事務を進める必要があるため、限度額の範囲において、債務の負担を行うものでございます。

9ページをご覧ください。

第4表は、地方債補正でございます。

1の追加でございますが、台風第19号による災害復旧事業の財源としまして、合わせまして5億140万円を追加するものでございます。

2の変更でございますが、市債対象事業費の確定により、限度額合計を左側の24億4,540万円から、右側の24億1,947万円に減額するものでございます。

議案第16号は以上でございます。

続きまして、議案第17号は、令和元年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,097万5,000円を減額し、総額を57億3,486万7,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の4款1項1目保険給付費等交付金の補正につきましては、今回の歳出予算の減額補正に伴いまして、58万5,000円を減額するものでございます。

2段目の6款1項1目一般会計繰入金の補正につきましては、国の負担金等の確定により、1節保険基盤安定繰入金105万1,000円、4節財政安定化支援事業繰入金284万2,000円を増額し、歳出予算の減額補正により、2節職員給与費等繰入金136万3,000円、3節出産育児一時金等繰入金393万円をそれぞれ減額するものでございます。

3段目の6款2項1目支払準備基金繰入金の補正につきましては、歳出予算、予算調整による減額でございます。

下段の8款3項5目雑入の補正につきましては、平成30年度分退職被保険者等に係る国保事業費納付金の精算に伴う返還金2,743万4,000円を追加するものでございます。

7ページをご覧願います。

歳出でございます。

上段の1款1項1目一般管理費の補正につきましては、特別調整交付金申請のためのレセプト内容調査業務に係る入札差金222万6,000円を減額するものでございます。

2段目の同款2項1目徴税総務費の補正につきましては、職員の異動等により、79万円を減額するものでございます。同款同項2目賦課徴収費の補正のうち、12節役務費につきましては、暫定納期を排したことにより郵便料80万円を、13節委託料につきましては、入札差金により48万2,000円を減額いたしました。

3段目の同款3項1目運営協議会費の補正につきましては、台風第19号の影響により、予定されていた委員研修会へ参加できなかったことなどにより、19万3,000円を減額するものでございます。

下段の2款3項出産育児諸費の補正につきましては、出生数の減少により589万9,000円を減額するものでございます。

8ページをお開き願います。

5款1項2目健康増進費の補正につきましては、歯周病検診の受診者が当初見込みよりも少ないことが見込まれますことから、58万5,000円を減額するものでございます。

議案第17号は以上でございます。

続きまして、議案第18号は、令和元年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第4号）で

ございます。

1 ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1億4,373万7,000円を減額し、総額を59億6,798万9,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6 ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の3款1項1目介護給付費負担金及び2段目の同款2項2目地域支援事業交付金の補正につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、国庫支出金を減額するものでございます。同款同項4目災害臨時特例補助金の補正につきましては、台風第19号で被災された方の介護保険料及び利用料の減免に対する補助金48万7,000円を増額補正するものでございます。同款同項5目保険者機能強化推進交付金の補正につきましては、地域支援事業の適正化に対する交付金の額が確定したことにより、638万4,000円を計上するものでございます。

3段目の4款1項支払基金交付金から5段目の5款3項県補助金までの補正につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の減額に伴い、県支出金等を減額するものでございます。

最下段の6款1項1目利子及び配当金の補正につきましては、支払準備基金積立金利子の確定により7万8,000円を増額補正するものでございます。

7 ページをご覧願います。

7款1項一般会計繰入金の補正につきましては、介護給付費、地域支援事業費等の歳出見込み額が減額となりますことから、合計で3,837万3,000円を減額補正するものでございます。

8 ページをお開き願います。

歳出でございます。

上段の1款1項総務管理費の補正につきましては、職員の異動等に伴い、人件費等292万円を減額するものでございます。

2段目の2款1項1目居宅介護サービス給付費及び同款同項2目施設介護サービス給付費、1目飛びまして、同款同項4目居宅介護福祉用具購入費から9ページ最下段の同款4項高額介護サービス等費の補正につきましては、12月までの各サービスの実績から、今後3月までに見込まれる費用を推計し、それぞれ減額するものでございます。

恐れ入りますが、8 ページにお戻り願います。

下段の2款1項3目地域密着型介護サービス給付費の補正につきましては、デイサービスの利用が伸びていることから増額するものでございます。

10 ページをお開き願います。

上段の2款5項高額医療合算介護サービス等費の補正につきましては、3月までに見込まれる費用を増額するものでございます。

2段目の同款6項特定入所者介護サービス等費並びに1つ飛びまして、4款2項1目介護予防生活支援サービス事業費の13節委託料につきましては、12月までのサービスの実績から、今

後3月までに見込まれる費用を推計し減額するものでございます。

1つ戻りまして、3段目、4款1項包括的支援事業任意事業費の補正につきましては、ケアプラン点検を目的といたします介護給付適正化総合支援システム委託料の契約額確定に伴い、減額するものでございます。

最下段の同款2項1目介護予防生活支援サービス事業費のうち、19節負担金補助及び交付金につきましては、介護予防生活支援サービスの利用が伸びておりますことから増額するものでございます。

11ページをご覧ください。

6款1項1目支払準備基金積立金の補正につきましては、積立金の利子15万6,000円を増額するものでございます。

議案第18号は以上でございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

**○成井小太郎議長** 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

**○江尻伸彦上下水道部長** 議案第19号から議案第22号までの4件について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和元年度公営企業会計補正予算書をご覧ください。

1枚おめくり願います。

議案第19号は、令和元年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款水道事業収益につきましては、第3項特別利益を3,067万4,000円減額し、12億5,090万1,000円とするものでございます。支出の第1款水道事業費用につきましては、第3項特別損失を収入と同額の3,067万4,000円減額し、12億3,858万9,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

補填財源の内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

収入の第1款資本的収入につきましては、第1項企業債1,620万円、第4項補助金1,130万円を追加し、4億4,742万5,000円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出につきましては、第1項建設改良費2,271万円を追加し、9億6,192万4,000円とするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、10ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益の1節一般会計補助金につきましては、台風19号により被災した施設の復

旧工事の財源として一般会計補助金を充当しておりましたが、企業債及び国庫補助金の確定見込みにより、一般会計補助金3,067万4,000円を減額するものでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用の3節修繕費の中から、新地浄水場電気盤復旧工事及び新地浄水場地下水場内井戸取水ポンプ盤復旧工事3,067万4,000円を資本的支出の工事費へ組みかえるものでございます。

11ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入1項1目企業債は、1,620万円を追加するものでございます。

また、4項1目1節国庫補助金は、確定見込みに伴い、1,130万円を追加するものでございます。

次に、支出でございます。

1款資本的支出1項2目上水道改良費の1節工事費については、新地浄水場電気盤本復旧工事及び新地浄水場地下水場内井戸取水ポンプ盤復旧工事を、収益的支出の修繕費から組みかえるものでございます。また、県道常陸太田大子線に架かる増井橋橋梁添架の排水布設替え工事を予定しておりましたが、県の橋梁長寿命化事業の見直しにより、本年度の施工が困難となったため、796万4,000円の減額をするものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻り願います。

第4条は、企業債の補正でございます。起債の目的及び限度額を地方公営企業災害復旧事業1,620万円とするものでございます。

なお、3ページから9ページに補正予算の説明書がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第20号令和元年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

恐れ入りますが、12ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。収入の第1款工業用水道事業収益については、第3項特別利益を748万円減額し、1億1,468万2,000円とするものでございます。支出の第1款工業用水道事業費用については、3項特別損失を収入と同額の748万円減額し、1億1,426万6,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

補てん財源の内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

収入の第1款資本的収入につきましては、1項企業債240万円、2項補助金430万円を追加し、670万円とするものでございます。

支出の第1款資本的支出につきましては、1項建設改良費を748万円追加し、2,800万円とするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、20ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款工業用水道事業収益の第1節一般会計補助金につきましては、台風19号により被災した施設の復旧工事の財源として一般会計補助金を充当しておりましたが、企業債及び国庫補助金の確定見込みにより、一般会計補助金748万円を減額するものでございます。

次に、支出でございます。

1款工業用水道事業費用の3節修繕費の中から、花房取水場電気盤復旧工事748万円を減額し、資本的支出の工事費へ組み替えるものでございます。

次に、21ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入1項1目企業債は、災害復旧工事に充てるため、240万円を追加するものでございます。

また、2項補助金1目1節国庫補助金は、確定見込みに伴い、430万円を追加するものでございます。

次に、支出でございます。

1款基本的支出1項1目工業用水道事業改良費1節工事費でございます。花房取水場電気盤復旧工事を収益的支出の修繕費から組み替えるものでございます。

恐れ入りますが、13ページにお戻り願います。

第4条は、企業債の補正でございます。起債の目的及び限度額を地方公営企業災害復旧事業240万円とするものでございます。

なお、14ページから19ページに補正予算の説明書がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第21号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

恐れ入りますが、22ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

補填財源の内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

収入の第1款資本的収入につきましては、1項企業債2,700万円を減額し、6,828万2,000円とするものでございます。支出の第1款資本的支出につきましては、1項建設改良費2,706万円を減額し、1億5,700万4,000円とするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、34ページをお開き願います。

1款資本的収入1項1目企業債2,700万円は、工事費減額に伴う簡易水道事業債及び過疎対策事業債の減額でございます。



次に、支出でございます。

1 款資本的支出 1 項 1 目簡易水道事業改良費の 7 節工事費 2,706 万円の減額につきましては、国道 461 号北沢トンネル内の送水管新設工事でございますが、占用条件変更等により、今年度の施工が困難となったため、減額するものでございます。

恐れ入りますが、22 ページにお戻り願います。

第 3 条は、特例的収入及び支出の補正でございます。公営企業会計導入時に計上するもので、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額をそれぞれ 2,847 万 9,000 円及び 2,048 万 5,000 円に改めるものでございます。

第 4 条は、企業債の補正でございます。簡易水道事業費は 1,490 万円を減額し、3,640 万円とするものでございます。また、過疎対策事業費は 1,210 万円を減額し、2,980 万円とするものでございます。

なお、23 ページから 33 ページに補正予算の説明書がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第 22 号令和元年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第 2 号）でございます。

恐れ入りますが、35 ページをお開き願います。

第 1 条は、総則でございます。

第 2 条は、農業集落排水事業収益的収入及び支出の補正でございます。

災害による損失の財源に充てるため、企業債 383 万円を借り入れるものでございます。

3 款農業集落排水事業収益 3 項特別利益を企業債相当額の 383 万円減額し、収入合計を 19 億 8,417 万 1,000 円とするものでございます。

第 3 条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

補填財源の内訳につきましては、ご覧のとおりでございます。

収入につきましては、第 3 款農業集落排水事業資本的収入 1 項企業債を 470 万円増額し、2 項補助金を 4,373 万円減額して、収入合計を 6 億 477 万 5,000 円とするものでございます。

次に、支出でございます。

第 1 款、公共下水道事業資本的支出 1 項建設改良費を 300 万円減額し、支出合計を 11 億 9,861 万 9,000 円とするものでございます。

補正内容の詳細につきましては、補正予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、48 ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

3 款農業集落排水事業収益の 1 節他会計補助金につきましては、災害復旧に係る財源を、2 目 1 節国庫補助金 1,460 万 7,000 円、資本的収入の 3 款農業集落排水事業資本的収入 1 目 1 項企業債 383 万円を充て、財源の組みかえを行い、他会計補助金 1,843 万 7,000 円を減額するものでございます。

49 ページをご覧願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

3 款農業集落排水事業資本的収入につきましても、災害復旧にかかる財源を組み替えたものでございます。国庫補助金の確定見込みにより、1 項1 目1 節企業債4,370 万円及び2 項1 目1 節国庫補助金1 億1,774 万8,000 円を追加し、2 目1 節他会計補助金1 億6,147 万8,000 円を減額するものでございます。

次に、支出でございます。

1 款公共下水道事業資本的支出でございます。1 項2 目施設改良費の1 節工事請負費300 万円の減額につきましては、国道293 号道路改良工事の竣工が見込めないことから、国道293 号、本管布設工事を減額するものでございます。

恐れ入りますが、35 ページにお戻り願います。

第4 条は、特例的収入及び支出の補正でございます。簡易水道事業と同じように、公営企業会計導入時に計上するもので、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額をそれぞれ9,073 万8,000 円及び1 億111 万7,000 円に改めるものでございます。

36 ページをご覧ください。

第5 条は、企業債の補正でございます。起債の目的及び限度額を地方公営企業災害復旧事業4,750 万円とするものでございます。

なお、37 ページから47 ページに補正予算の説明書がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第19 号から議案第22 号の公営企業会計補正予算に係る説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

なお、午前の会議はこの程度にとどめ、午後1 時まで休憩いたします。

午後0 時07 分休憩

---

午後1 時00 分再開

○成井小太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

日程第5 議案第23 号ないし議案第30 号

○成井小太郎議長 日程第5、議案第23 号令和2 年度常陸太田市一般会計予算について、議案第24 号令和2 年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算について、議案第25 号令和2 年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第26 号令和2 年度常陸太田市介護保険特別会計予算について、議案第27 号令和2 年度常陸太田市水道事業会計予算について、議案第28 号令和2 年度常陸太田市工業用水道事業会計予算について、議案第29 号令和2 年度常陸太田市簡易水道事業会計予算について、議案第30 号令和2 年度常陸太田市下水道事業等会計予算について、以上8 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 議案第23号から議案第26号までの4件につきまして、提案者にかわりましてご説明いたします。

令和2年度常陸太田市予算書をご覧ください。

2枚おめくり願います。議案第23号は、令和2年度常陸太田市一般会計予算書でございます。

1枚おめくり願います。3ページでございます。

第1条で歳入歳出予算の総額を257億5,700万円とするものでございます。第2条で債務負担行為を、第3条で地方債を、第4条は一時借入金の借り入れの最高額を20億円と定め、第5条で歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別説明書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、17ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の1款1項1目市民税個人につきましては22億9,464万9,000円といたしました。生産年齢人口の減少により、減額の見込みとしたものでございます。

下段の同款2項1目固定資産税につきましては21億4,156万2,000円といたしました。居宅や共同住宅の新築等により、前年度と比較し増額を見込んだものでございます。

少し飛びまして、20ページをお開き願います。

下から2段目の2款地方譲与税から、1枚おめくりいただきまして、22ページ、2段目の10款地方特例交付金までの各種交付金につきましては、地方財政計画における収入見込みや前年度の実績等を勘案し、合わせまして15億6,574万2,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、1枚お戻りいただきまして、21ページをご覧ください。

下から3段目の6款法人事業税交付金につきましては、法人市民税法人税割額の減収分の補填措置として、県から新たに交付されるものでございます。

22ページをお開き願います。

3段目の11款地方交付税につきましては、89億8,300万円といたしました。地方財政計画における増額計上や普通交付税における合併算定替えの適応期間終了を勘案し、右側説明の欄1行目、普通交付税70億9,500万円を見込みますとともに、2行目、特別交付税は清掃センター設備改良工事の財源であります震災復興特別交付税7億3,600万円を含め、18億8,800万円としたものでございます。

最下段の13款1項2目民生費負担金のうち、2節児童福祉費負担金の右側説明の欄2行目、保育施設等利用者負担金につきましては、2,505万7,000円を計上いたしました。前年に比べ206万2,000円の減となっておりますが、これは保育園等の給食費を無償化することによるものでございます。

少し飛びまして、26ページをお開き願います。

下段の15款2項3目衛生費国庫補助金のうち、2節清掃費補助金3億8,780万3,000円につきましては、主に清掃センター基幹的設備改良事業の財源として計上いたしました。

27ページをご覧ください。上段の同款同項4目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金でございますが、右側説明の欄1行目、社会資本整備総合交付金の防災安全分は、新宿天神林線の整備費の財源として、同じく2行目の補修事業分は、橋りょうの定期点検及び長寿命化工事費の財源として、同じく3行目の通常分、及び同じく4行目の道整備交付金は、市道0139号線整備費の財源として、合わせまして5億9,427万円を計上いたしました。同目2節都市計画費補助金の右側説明の欄2行目、都市再生整備計画事業補助金1億6,000万円につきましては、東部地区開発促進事業における市道、公園、調整池等整備工事の財源として計上いたしました。同款同項7目災害復旧費国庫補助金5,949万1,000円につきましては、台風第19号により被災した新落合橋及び地徳橋の復旧工事の財源として計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、33ページをお開き願います。

上段の19款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、前年度より10億2,989万4,000円減の5億4,210万6,000円といたしました。同款同項2目減債基金繰入金につきましては、前年度より6億705万8,000円増の7億7,510万9,000円といたしました。これは、自然災害発生時に財政調整基金の活用が想定されますことから、減債基金を公債費の財源として活用することで、財政調整基金からの繰入額を抑制したものでございます。同款同項6目金砂郷地区学校建設基金繰入金、及び同じく7目里美地区学校建設基金繰入金につきましては、金砂郷中学校及び里美小中学校整備に係る公債費の財源としまして、合わせまして5,184万7,000円を計上するものでございます。金砂郷地区及び里美地区の学校建設基金につきましては、常陸太田市学校建設基金へ統合することを検討したところでございますが、各基金の設置、管理及び処分に関する条例において、整備した学校施設の公債費の財源として基金を活用できると定めておりますことから、当面の期間公債費に充当し、基金残高がなくなり次第、基金を廃止することといたしました。

2段目の20款繰越金でございますが、前年度と同額の2億5,000万円を計上いたしました。

34ページをお開き願います。

下段の21款4項3目雑入でございますが、2節学校給食費徴収金1億728万円につきましては、公立幼稚園等の給食費の無償化により、前年に比べ739万5,000円の減としております。同目3節雑入につきましては、前年に比べ2,657万円増の2億1,053万3,000円を計上いたしました。主な要因につきましては、1枚おめくりいただき、36ページの上段、右側説明の欄最下行の「桃源」販売収入2,123万8,000円でございますが、令和2年度より「桃源」を市が直営で運営することに伴い、新たに追加したものでございます。

下段の22款市債でございます。3目消防債につきましては、右側説明の欄1行目、防災行政無線デジタル化事業、及び2行目の茨城防災指令センターコンピューター関連機器更新整備事業の財源といたしまして、合わせまして1億2,570万円を計上いたしました。同款同項4目災害復旧債につきましては、台風第19号により被災した橋りょうの災害復旧事業の財源といたしまして2,630万円を計上いたしました。5目過疎対策事業債につきましては、右側説明の欄下から2行目、小学校整備事業債として水府小中学校屋内運動場の整備を行うほか、合わせまして9

億5,910万円を計上いたしました。6目合併特例事業債につきましては、右側説明の欄1行目、道路橋りょう整備事業債で、市道0139号線整備事業を、2行目の新市街地開発促進事業債で、東部地区開発促進事業として、合わせまして7億7,830万円を計上いたしました。

37ページをご覧ください。

上段でございますが、市債全体といたしまして、合計25億4,770万円を計上いたしました。歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

恐れ入りますが、大きく飛びまして、48ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、上段は2款1項5目財産管理費でございます。14節工事請負費5,392万2,000円につきましては、庁舎長寿命化計画に基づき、本庁舎の照明器具改修工事を行う費用として計上いたしました。

49ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、2款1項6目企画費でございます。12節委託料の右側説明の欄1行目、総合計画策定支援業務委託料518万6,000円につきましては、第6次総合計画の後期基本計画を策定する費用として計上いたしました。

51ページをお開き願います。

上段は、目の記載はございませんが、2款1項7目支所費でございます。14節工事請負費の右側説明の欄2行目、施設解体工事910万8,000円につきましては、市公共施設等再配置計画に基づき、旧やまざくら保育所の園舎を解体する費用として計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、57ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、2款1項総務管理費でございます。15目諸費の12節委託料につきましては、恐れ入りますが、次の58ページ、右側説明の欄1行目をご覧ください。マイナンバーカード利活用促進支援業務委託料994万4,000円につきましては、マイナンバーカードの普及及び利活用の促進を図るため、カード利活用促進支援事業を委託する費用として計上いたしました。同目18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄、助成金の1行目、新婚家庭家賃助成事業費から、3行目の民間賃貸住宅建築助成費までにつきましては、引き続き市内定住を促進するため、合わせまして1億2,838万円を計上いたしました。なお、民間賃貸住宅建築助成費につきましては、民間賃貸住宅の新築、建てかえ経費の助成に加え、新たに建設予定地における既存建物の解体費や賃貸住宅リニューアル費用の助成を追加し、引き続き少子化・人口減少対策に取り組んでまいります。

恐れ入りますが、少し飛びまして、62ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。12節委託料の右側説明の欄下から2行目のコンビニ証明書交付システム委託料435万6,000円につきましては、市民サービスの向上を図るため、各種証明書のコンビニ交付を導入する費用として計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、67ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、3款1項1目社会福祉総務費でございます。12節委託料、右側説明の欄下から2行目、子どもの学習・生活支援事業委託料452万1,000円につきましては、生活保護世帯等の中学生を対象とした学習支援教室の実施回数を現行の週1回から週2回に増やすとともに、新たに自宅と実施会場間の送迎サービスを追加するものでございます。

恐れ入りますが、大きく飛びまして、80ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、上段は、3款2項2目保育所費でございます。14節工事請負費の右側説明の欄2行目、施設解体工事1,804万円につきましては、市公共施設等再配置計画に基づき、旧すいふこども園の園舎を解体する費用として計上いたしました。

81ページをご覧ください。

款項目の記載はございませんが、上段は、3款2項3目児童措置費でございます。18節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄、負担金の1行目、施設型給付費につきましては、本年4月から愛保育園が公私連携型保育所に移行することに伴い、前年度より1億7,514万4,000円増額し、民間保育園等全体分として、6億8,117万1,000円を計上いたしました。なお、愛保育園が公私連携型保育所に移行することに伴い、施設型給付費は増額となりますが、令和元年度まで計上しておりました愛保育園にかかる指定管理料が1億4,392万円減額となっております。同じく、右側説明の欄、補助金の下から2行目、民間保育教育施設利用者給食補助事業費につきましては、民間の保育園等における給食費を無償化することに伴い、民間保育園等へ補助する費用として2,227万7,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、87ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、4款1項保健衛生費でございます。3目母子衛生費のうち、12節委託料、右側説明の欄1行目、妊婦・乳児健康診査委託料2,691万3,000円につきましては、妊婦の産後健診及び乳児健診費用の助成に加え、新たに新生児の聴覚検査実費5,000円に対し、3,000円の助成を追加し、妊婦や乳児健診の支援の充実を図ってまいります。

恐れ入りますが、少し飛びまして、92ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、4款1項保健衛生費でございます。10目霊園費のうち、12節委託料、右側説明の欄4行目、瑞竜霊園測量基本設計委託料709万5,000円、及び、次の93ページをご覧くださいまして、上段の同目14節工事請負費950万円につきましては、霊園購入希望者のニーズに対応するため、未整備となっております瑞竜霊園東側地区を整備する費用として計上したものでございます。

95ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、4款2項2目塵芥処理費でございます。14節工事請負費の右側説明の欄1行目、清掃センター基幹的設備改良工事13億8,949万1,000円につきましては、平成30年度から開始した施設長寿命化工事の最終年度分として計上したものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、102ページをお開き願います。

款項目節の記載はございませんが、5款1項3目農業振興費の18節負担金、補助及び交付金

でございます。右側説明の欄の中ほど、中古農機購入事業費100万円。

恐れ入りますが、次の103ページをご覧ください。

同節の助成金の2行目、新規就農者家賃支援事業費24万円、同節奨励金のUIJターン就農20万円をそれぞれ計上し、地域農業を支える担い手の育成を図るため、引き続き新規就農者を支援してまいります。同じく103ページ、4目畜産業費でございますが、12節委託料の右側説明の欄2行目、農畜産物等加工施設指定管理料1,860万円につきましては、チーズ工房の管理運営を委託する費用として計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、107ページをお開き願います。

款項目節の記載はございませんが、上段は、5款2項2目林業振興費12節委託料でございます。右側説明の欄3行目、森林整備意向調査等委託料720万3,000円、及び5行目の調査設計委託料3,899万5,000円につきましては、森林環境譲与税を財源とし、森林の経営や管理に関するアンケート及び森林の樹木の種類や本数等の解析調査を実施する費用として計上いたしました。

108ページをお開き願います。

上段は款項目の記載はございませんが、5款2項3目林業施設費でございます。12節委託料のうち、右側説明の欄2行目、立木伐採等委託料742万5,000円及び14節工事請負費の右側説明の欄1行目、林道開設改良舗装工事607万2,000円並びに16節公有財産購入費585万円につきましては、林道茅根線を整備する費用として計上したものでございます。同じく18節負担金、補助及び交付金5,680万円につきましては、県が実施する奥久慈グリーンライン林道整備費用の本市負担金として計上したものでございます。

110ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、6款1項商工費でございます。2目商工振興費のうち、12節委託料、右側説明の欄、下から4行目のキャッシュレス推進業務委託料1,000万円につきましては、国のマイナポイント事業にあわせ、市内店舗のキャッシュレス決済導入を促進するため、プレミアムポイント付与分及びカードリーダー等の機器リース代の助成費用として計上したものでございます。

111ページをご覧ください。

同目18節負担金、補助及び交付金のうち、右側説明の欄、補助金の1行目、プレミアム商品券事業費1,570万円につきましては、市単独のプレミアムつき商品券事業を商工会へ補助するものでございます。令和元年度と同様に、1万2,000冊を発行するものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、114ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、6款1項4目観光費でございます。14節工事請負費の右側説明の欄1行目、施設改修工事6,055万2,000円につきましては、金砂の湯の空調設備及び水府物産センターのトイレ改修費用として、2行目の施設解体工事314万6,000円につきましては、プラトー里美に新たにオートキャンプ場を整備することに伴い、ローラー滑り台を解体撤去する費用として計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、121ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、7款2項道路橋りょう費でございます。3目道路新設改良費でございますが、12節委託料、右側説明の欄1行目、測量調査設計委託料7億7,224万4,000円のうち7億4,574万4,000円、及び16節公有財産購入費1億5,351万2,000円のうち1億3,401万円、さらに、21節補償、補填及び賠償金、右側説明の欄1行目家屋樹木等補償金2億496万円のうち7,126万円につきましては、市道0139号線整備に係る費用として、合わせまして9億5,101万4,000円を計上いたしました。同日14節工事請負費にお戻りいただき、右側説明の欄1行目、道路新設改良舗装工事4億780万円につきましては、新宿天神林線、和田岩手線、吹上戸屋下線など市道整備費用として計上いたしました。

123ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、7款4項1目都市計画総務費でございます。12節委託料、右側説明の欄最終行、測量調査設計委託料及び14節工事請負費の右側説明の欄1行目、道路新設改良舗装工事から3行目の排水路工事につきましては、東部土地区画整理事業地内の道路、公園、調整池等の公的部分の整備費用として、合わせまして2億9,452万円を計上したものでございます。

また、次の124ページの18節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄、負担金の2行目、公共施設等管理者負担金1億3,300万円につきましては、区画整理事業地内の公園及び道路用地を土地区画整理組合から取得するため計上したものでございます。

127ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、7款6項1目住宅管理費でございます。14節工事請負費の右側説明の欄2行目、市営住宅解体工事2,361万1,000円及び21節補償、補填及び賠償金352万円につきましては、市公共施設等再配置計画に基づき、用途廃止の対象となる市営住宅14棟21戸の解体費用及び入居者の移転補償費として計上したものでございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、130ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、8款1項1日常備消防費でございます。18節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄、負担金の下から4行目、ラピッドカー運営負担金466万2,000円につきましては、日立、高萩、北茨城市及び日製日立総合病院等で構成する運営協議会へ加入するための費用として計上いたしました。協議会が運営を行います医師が救急現場へ向かうための緊急自動車、いわゆるラピッドカーの運用エリアに加わることにより、緊急傷病者に対し早期の医師介入を確保することにより、救命率の向上につながってまいります。

133ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、上段は、8款1項3目消防施設費でございます。14節工事請負費1,024万3,000円につきましては、消防団組織改編に伴い不要となる機械器具置場等の解体費用として計上したものでございます。同日17節備品購入費1,964万3,000円につきましては、金砂郷支団の消防団車両1台分の更新費用として計上いたしました。

134ページをお開き願います。



款項目の記載はございませんが、8款1項5目災害対策費でございます。12節委託料の右側説明の欄4行目、防災行政無線設計業務委託料695万2,000円及び同目14節工事請負費の右側説明の欄1行目、防災行政無線システム整備工事費1億334万5,000円につきましては、緊急情報を迅速かつ的確に市民へ伝達するため、防災行政無線をデジタル化する費用として計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、139ページをお開き願います。

上段は款項目の記載はございませんが、9款1項3目教育指導費でございます。12節委託料、右側説明の欄1行目、外国語指導助手派遣業務委託料1,155万円につきましては、小学校高学年において、令和元年度より外国語が教科となったことを踏まえ、英語力の向上を図るため、小学校へ外国人による英語指導助手を派遣する費用として計上いたしました。

141ページをお開き願います。

款項の記載はございませんが、9款2項小学校費でございます。2目教育振興費のうち、7節報償費、右側説明の欄1行目、入学祝い品代523万1,000円につきましては、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、小学校入学児童に対し、入学祝い品として体操服のセットを給付する費用として計上いたしました。

142ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、9款2項2目教育振興費でございます。18節負担金、補助及び交付金でございますが、恐れ入りますが、143ページをご覧ください。

1行目の右側説明の欄、英語検定料9万3,000円につきましては、英語力向上を目的として、英語検定料の一部を助成する費用を計上いたしました。これは、中学生が対象でしたが、令和2年度より小学5、6年生にも拡充して実施するものでございます。同じく143ページ、同款同項3目学校建設費の14節工事請負費5億4,552万8,000円につきましては、水府小中学校の既存校舎解体工事及び屋内運動場建築工事の費用として計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、153ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、上段は、9款5項3目文化振興費でございます。12節委託料、右側説明の欄1行目、埋蔵文化財調査業務委託料7,388万5,000円のうち4,352万7,000円につきましては、JT跡地の利活用のための埋蔵文化財発掘調査を実施する費用として計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、161ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、上段は、9款5項8目社会教育施設費でございます。14節工事請負費、右側説明の欄1行目、施設補修工事1億619万3,000円につきましては、交流センターふじの空調設備の改修工事費用を計上いたしました。同じく2行目の施設整備工事及び3行目の設備整備工事につきましては、市民交流センターのトイレ洋式化及び大ホールの舞台設備改修費用として、合わせまして8,542万6,000円を計上いたしました。

恐れ入りますが、少し飛びまして、166ページをお開き願います。

款項目の記載はございませんが、9款6項4目体育施設費でございます。12節委託料につき

ましては恐れ入りますが、167ページをご覧ください。

右側説明の欄上から4行目、山吹運動公園土地利用基本計画策定業務委託料689万7,000円につきましては、今年度に策定を行いますスポーツ施設整備計画に基づき、市民体育館を中心とした施設の更新に係る基本計画を作成するための費用として計上いたしました。同目14節工事請負費1億7,950万円につきましては、大里ふれあい広場の野球場の防球ネット改修費用として計上いたしました。

168ページをお開き願います。

2段目の10款災害復旧費9,900万円につきましては、台風第19号により被災した新落合橋及び地徳橋の復旧費用として計上したものでございます。

最下段の12款予備費につきましては、相次ぐ自然災害の発生に備え、台風第19号災害の初期対応において要した金額を考慮し、前年よりも2,000万円増額の5,000万円としたものでございます。

歳出は以上でございます。

恐れ入りますが、10ページにお戻り願います。

第2表は債務負担行為でございます。債務負担行為を設定する事業はご覧の8事業でございます。それぞれの期間、限度額により、令和2年度に債務の負担を行うものでございます。

11ページをご覧ください。

第3表は地方債でございます。地方債を起こします各事業はご覧の8事業で、限度額を総額25億4,770万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。後ほどご覧置き願います。

議案第23号は以上でございます。

続きまして、議案第24号は、令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計予算でございます。

183ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を54億2,283万9,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の借り入れ最高額を1億5,000万円と定め、第3条で歳出予算の流用を定めております。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、189ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、被保険者数が減少しておりますことから、前年度より4,126万5,000円減の8億9,309万1,000円といたしました。同款同項2目退職被保険者等国民健康保険税につきましては、退職者医療制度の廃止による経過措置の終了に伴い、原則、令和2年度から対象者はいなくなりますが、遡及措置の適用により資格を取得する場合を考慮し、1節医療給付費分現年課税分から3節介護納付金分現年課税分までの科目の設定を行いました。4節医療給付費分滞納繰越分から6節介護納付金分滞納繰越分につきましては、滞納繰越分を見込み計上いたしました。

190ページをお開き願います。

上段の3款1項国庫補助金につきましては、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に関して、保険税の減免及び治療給付に係る一部負担金等の減免措置を実施した場合に補助金が交付されるため、災害臨時特例補助金の科目を設定いたしました。

2段目の4款1項1目保険給付費等交付金の1節普通交付金につきましては、給付に要する費用を県から交付されるもので、39億3,210万3,000円を計上いたしました。同目2節特別交付金につきましては、右側説明の欄でございますように、医療費の適正化や健康づくり等への取り組み状況に応じて交付される保険者努力支援分や、市の財政状況や特殊要因等に応じて交付される特別調整交付金分等4,654万6,000円を計上し、合わせまして保険給付費等交付金全体で39億7,864万9,000円といたしました。

最下段の6款1項1目一般会計繰入金につきましては、主に法定外繰入である5節その他繰入金金の減により、前年度より4,576万9,000円減の4億2,504万6,000円を計上いたしました。

191ページをご覧ください。

上段の同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、前年度より9,525万5,000円減の1億1,854万6,000円といたしました。

2段目の7款1項繰越金につきましては、療養給付費交付金繰越金を科目設定をしておりましたが、県単位化に伴い、国庫負担金等が県から交付されるため、繰越金が見込めませんことから、廃目といたしました。

最下段から192ページにかけての8款3項雑入につきましては、前年並みの歳入見込み額を計上いたしました。

歳入は以上でございます。

少し飛びまして、196ページをお開き願います。

歳出でございます。

上段の2款1項2目退職被保険者等療養給付費及び同項4目退職被保険者等療養費、恐れ入りますが、次の197ページ上段の2款2項2目退職被保険者等高額療養費、同項4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましては、退職者医療制度は廃止になりましたが、遡及措置の適用により資格を取得する場合を考慮し、最小限の予算を計上いたしました。

その他、196ページから198ページにかけましての2款保険給付費につきましては、それぞれ前年までの実績等を勘案し、計上いたしました。

198ページをお開き願います。

2段目の3款1項医療費給付費分から、199ページ上段の同款3項介護納付金までにつきましては、県に支払う納付金を計上いたしました。

恐れ入りますが、198ページにお戻り願います。

2段目の3款1項医療費給付費の下段、退職被保険者等医療費給付費及び下段の同款2項後期高齢者支援金等分の下段、退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、県より令和

2年度は納付金が必要ない旨の通知がありますことから、予算計上を見送りました。

199ページをご覧ください。

最下段の5款1項1目保健衛生普及費のうち、18節負担金、補助及び交付金の右側説明の欄、補助金の人間ドック等検診につきましては、前年度当初予算時と同様に1,050人分、2,856万6,000円を計上いたしました。同項2目健康増進費につきましては、子宮がん、乳がん、胃がん、大腸がん、肺がんのがん検診未受診者に対し受診勧奨を行い、受診率の向上を図るため、70万2,000円を計上いたしました。

200ページをお開き願います。

上段の5款2項1目特定健康診査等事業費につきましては、12節委託料のうち、右側説明の欄3行目、特定健康診査業務委託料として、主に集団健診を実施するため、3,387万1,000円を計上いたしました。

議案第24号は以上でございます。

続きまして、議案第25号は、令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

209ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,410万4,000円とするものでございます。主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、214ページをお開き願います。

歳入でございます。

上段の1款1項後期高齢者医療保険料につきましては、茨城県広域連合より示された調停見込み額6億3,058万1,000円といたしました。増額の主な理由といたしましては、被保険者数の増加に伴う保険料額の伸びに加え、8年ぶりとなる保険料率の改定による増額を見込んだことによるものでございます。

3段目の3款1項一般会計繰入金につきましては、前年度よりも1,637万円増の2億96万6,000円といたしました。増額の理由といたしましては、職員の異動等による事務費繰入金の増及び茨城県後期高齢者医療広域連合より示された負担金見込み額による保険基盤安定繰入金が増となったことによるものでございます。

216ページをお開き願います。

歳出でございます。

上段の1款1項1目一般管理費につきましては、人件費等として1,554万4,000円を、2段目の同款2項徴収費につきましては、事務費として105万3,000円を計上いたしました。

最下段の2款1項後期高齢者医療広域連合納付金8億1,495万2,000円につきましては、右側説明の欄1行目、保険料納付金6億3,058万1,000円、2行目、保険基盤安定負担金1億8,437万1,000円を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。前年度よりも9,809万5,000円の増額計上となっておりますが、主に保険料率の改定による後期高齢者医療保険料納付金の増によるものでございます。

議案第25号は以上でございます。

続きまして、議案第26号は、令和2年度常陸太田市介護保険特別会計予算でございます。

223ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額を60億4,000円とするものでございます。第2条は、一時借入金の借入れの最高額を3億1,000万円と定め、第3条で、歳出予算の流用を定めたものでございます。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、230ページをお開き願います。

歳入でございます。

1款1項1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の介護保険料でございますが、低所得者の減額賦課により、前年度より4,547万9,000円減の11億2,148万1,000円を計上いたしました。

3段目の3款1項国庫負担金から、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、232ページ上段の5款3項県補助金までは、国及び支払基金並びに県からの支出金でございまして、介護給付費及び地域支援事業費に対するそれぞれの補助率等から、合計38億3,299万円を計上いたしました。

3段目の7款1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費や地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金、職員給与費及び事務費等に係る一般会計からの繰入金として、合計9億8,582万3,000円を計上いたしました。

最下段の同款2項基金繰入金につきましては、支払準備基金から1,679万4,000円を繰り入れるものでございます。

歳入は以上でございます。

234ページをお開き願います。

歳出でございます。

1款1項の総務管理費から、恐れ入りますが、1枚おめくりいただきまして、236ページ、2段目の同款4項趣旨普及費まででございますが、職員や介護認定審査会委員等の人件費、事務費等、合わせまして1億5,697万1,000円を計上いたしました。

最下段の2款1項介護サービス等諸費から、1枚おめくりいただきまして、239ページ、2段目の同款6項特定入所者介護サービス等費までの保険給付費につきましては、前年度の実績額を勘案し、合わせまして4,419万7,000円減の55億5,495万2,000円を計上いたしました。

最下段の4款1項2目包括的支援事業費につきましては、恐れ入りますが、次の240ページをお開き願います。

12節委託料、右側説明の欄1行目、包括的支援事業委託料5,762万9,000円につきましては、高齢者の介護・医療など、生活に関するあらゆる相談に対応する地域包括支援センターの業務を社会福祉協議会に委託するものでございます。同欄2行目、生活支援コーディネーター委

託料2,400万円につきましては、地域における高齢者の日常生活上の支援体制の充実及び強化を目的とし、生活支援コーディネーターの業務を社会福祉協議会に委託するものでございます。人員を5名から6名と1名増員し、体制の充実を図るため、増額計上するものでございます。同款同項3目任意事業費につきましては、これまでの実績による件数等を勘案し、4,764万円を計上いたしました。12節委託料、右側説明の欄2行目、食の自立支援事業委託料3,370万6,000円につきましては、65歳以上のひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯の方に安否確認を兼ね夕食を届ける配食サービス、4万2,132食分でございます。同じく、説明の欄下から3行目の介護給付適正化総合支援システム委託料288万2,000円につきましては、利用者が必要とするサービスに対し、過不足のないケアプランが作成されるようケアプランの点検を行い、プランの質の向上を図るものでございます。

241ページをご覧ください。

2段目の4款2項1目介護予防・生活支援サービス事業費でございますが、18節負担金、補助及び交付金、右側説明の欄1行目のサービス事業費5,700万2,000円につきましては、訪問型サービス及び通所型サービスに係る費用を計上し、それぞれ各介護サービス事業所に対し、国保連合会を経由して支払うものでございます。同款同項2目一般介護予防事業費につきましては、1,596万9,000円を計上いたしました。12節委託料1,292万3,000円につきましては、右側説明の欄でございます在宅高齢者の健康寿命を延伸するために、シルバーリハビリ体操、水中運動教室、栄養改善・口腔機能向上事業を、1枚おめくりいただきまして、右側説明の欄1行目、スクエアステップ教室などの介護予防事業を社会福祉協議会等に委託するものでございます。

議案第26号は以上でございます。

新年度予算に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

〔江尻伸彦上下水道部長 登壇〕

○江尻伸彦上下水道部長 議案第27号から議案第30号までの4件について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

別冊の公営企業会計予算書をご覧ください。

恐れ入りますが、2枚おめくり願います。

議案第27号は、令和2年度常陸太田市水道事業会計予算についてでございます。

1ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、給水戸数1万8,673戸、年間総給水量471万3,955立方メートル、1日平均給水量は1万2,915立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては2億5,648万円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款水道事業

収益が12億1,102万1,000円でございます。支出につきましては、第1款水道事業費用が11億9,310万7,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補てん財源につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては、1款資本的収入が1億8,160万4,000円でございます。支出につきましては、第1款資本的支出が6億5,606万円でございます。

2ページをお開き願います。

第5条は、企業債の定めでございます。起債の目的及び限度額を上水道事業1億510万円と定めます。

第6条は、一時借入金の限度額で、5,000万円と定めます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の定めでございます。

第9条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額は5,429万7,000円でございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額で、1,281万8,000円と定めます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、26ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目給水収益は10億3,260万2,000円と見込んでおります。

27ページをご覧ください。

2項2目1節一般会計補助金は、未給水地域解消事業の企業債利子相当分や一般会計操出基準に基づく補助金、また、操出基準以外といたしまして、施設浸水対策事業分など4,764万5,000円でございます。3目長期前受金戻入につきましては、償却資産の取得財源を減価償却にあわせて順次収益化するもので、9,637万3,000円でございます。

28ページをお開き願います。

支出でございます。

1款1項1目原水及び浄水費は2億6,058万5,000円で、5つの浄水場及び取水関連施設の維持管理費を計上したものでございます。

29ページをご覧ください。

2目配水及び給水費は1億4,393万4,000円で、送配水ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理費用でございます。

31ページをお開き願います。

3目総係費1億2,498万4,000円は、職員9人分の人件費など管理的な経費を計上したものでございます。

33ページをお開き願います。

4目減価償却費は5億325万円でございます。2項営業外費用については、支払い利息や消費税及び地方消費税など1億4,182万円を計上したものでございます。

34ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。1款1項1目企業債については、建設改良費に充てるため、1億510万円を借り入れるものでございます。

2項1目工事負担金については、配水管布設替による消火栓補償費、下水道工事に伴い支障となる配水管布設がえ工事の負担金として、396万1,000円を見込んでおります。

3項1目出資金4,660万円については、上水道安全対策事業出資債を活用するものでございます。

4項1目1節国庫補助金1,929万1,000円につきましては、自家発電設備整備事業に係る国庫補助金でございます。2節一般会計補助金665万2,000円については、施設浸水対策事業に充てるものでございます。

35ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目は、上水道拡張費1億2,559万9,000円でございます。1節委託料は、県道横断推進工法実施設計業務委託料でございます。2節工事費は、瑞竜浄水場非常用自家発電設備新設工事及び4路線の配水管新設工事を計上しております。2目上水道改良費は1億3,001万2,000円でございます。1節委託料は、施設浸水対策実施設計業務委託及び瑞竜浄水場送水ポンプ施設更新設計業務委託でございます。2節工事費は、10路線の配水管布設替え工事のほか、老朽化した浄水場の設備更新工事などを計上してございます。

なお、3ページから25ページ、予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第28号令和2年度常陸太田市工業用水道事業会計予算についてをご説明申し上げます。

恐れ入りますが、36ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、給水事業所数4社、年間総給水量84万790立方メートル、1日平均給水量2,304立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、1,780万6,000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、1款工業用水道事業収益が1億850万4,000円でございます。支出につきましては、1款工業用水道事業費用が1億756万4,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補填財源につきましては、ご覧のとおりでございます。収入につきましては、第1款資本的収入が1,777万1,000円でございます。支出につきましては、第1款資本的支出が2,990万6,000円でございます。

37ページをお開き願います。

第5条は、企業債の定めでございます。起債の目的及び限度額を工業用水道事業1,270万円と定めます。

第6条は、一時借入金の限度額で、1,000万円と定めます。



第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第9条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額は3,768万2,000円でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、57ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目給水収益は5,229万3,000円を見込んでおります。

2項2目他会計補助金は3,261万1,000円でございます。3目長期前受金戻入につきましては、1,394万円、4目雑収益については、経営経費負担金など965万8,000円を計上しております。

58ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目原水及び浄水費3,431万6,000円は、浄水場などの維持管理のための経費でございます。2目配水及び給水費1,254万8,000円は、宮の郷工業用水配水池に係る管理費用でございます。

59ページをお開き願います。

3目総係費2,325万5,000円は、職員3人分の人件費など管理的な経費を計上したものでございます。

60ページをご覧ください。

4目減価償却費は2,906万7,000円でございます。5目資産減耗費の増額は、送水管布設がえ工事による影響でございます。

61ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目企業債については、建設改良費に充てるため、1,270万円を借り入れるものでございます。

2項1目1節一般会計補助金507万1,000円については、施設浸水対策事業に充てるものでございます。

62ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目工業用水道改良費につきましては、1,780万6,000円で、施設浸水対策実施設計業務委託、老朽化の著しい高貫浄水場の設備及び宮の郷工業団地内の送水管布設がえ工事を計上してございます。

なお、38ページから56ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第29号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、63ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、給水戸数3,267戸、年間総給水量78万5,199立方メートル、1日平均給水量2,151立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、9,641万2,000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、1款簡易水道事業収益が3億1,791万5,000円でございます。支出につきましては、第1款簡易水道事業費用が3億1,124万1,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。補填財源につきましてはご覧のとおりでございます。収入につきましては、第1款資本的収入が1億1,943万6,000円でございます。支出につきましては、第1款資本的支出が1億6,018万1,000円でございます。

64ページをお開き願います。

第5条は、企業債の定めでございます。起債の目的及び限度額を、簡易水道事業5,310万円、過疎対策事業4,330万円と定めます。

第6条は、一時借入金の限度額で、5,000万円と定めます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の定めでございます。

第9条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額は1億4,360万7,000円でございます。

第10条は、棚卸資産購入限度額で、288万5,000円と定めます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、87ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款1項1目給水収益は1億436万1,000円と見込んでおります。

88ページをお開き願います。

2項2目1節の一般会計補助金は、企業債元利償還金や赤字補填分など1億2,197万1,000円でございます。3目長期前受金戻入は8,998万円でございます。

89ページをご覧願います。

支出でございます。

1款1項1目原水及び浄水費は8,198万3,000円で、6つの浄水場及び取水関連施設の維持管理経費を計上したものでございます。

90ページをお開き願います。

2目配水及び給水費については、2,857万8,000円で、増圧ポンプ場、配水管、量水器などの維持管理費用を計上したものでございます。

91ページをご覧願います。

3目総係費3,900万6,000円は、職員3人分の人件費など管理的な経費を計上したもので

ございます。

93ページをお開き願います。

4目減価償却費は1億3,891万7,000円でございます。5目資産減耗費は375万円でございます。

2項営業外費用につきましては、支払利息や消費税及び地方消費税など、1,600万7,000円を計上いたしました。

94ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。1款1項1目企業債につきましては、建設改良費に充てるため、9,640万円を借り入れるものでございます。

3項1目補助金は2,163万6,000円で、一般会計繰出基準に基づき、企業債償還金のうち、臨時措置分を繰り入れるものでございます。

95ページをご覧ください。

支出でございます。

1款1項1目簡易水道改良費1億1,477万8,000円の主なものにつきましては、人件費のほか6節工事費9,641万2,000円で、老朽管布設替工事及び国道461号送水管新設工事でございます。また、老朽化した浄水場の設備更新工事を計上してございます。

なお、65ページから86ページに予算に関する説明書がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、議案第30号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、97ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、業務の予定量で、初めに公共下水道事業でございます。水洗化戸数7,280戸、年間排水量186万3,541立方メートル、1日平均排水量5,105立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、6億7,520万円を予定しております。

次に、特定環境保全公共下水道事業でございますが、水洗化戸数842戸、年間排水量21万2,503立方メートル、1日平均排水量582立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、3,880万円を予定しております。

次に、農業集落排水事業でございます。水洗化戸数2,071戸、年間排水量46万4,000立方メートル、1日平均排水量1,271立方メートルといたしました。主要な建設改良事業につきましては、1,200万円を予定しております。

次に、戸別合併処理浄化槽設置整備事業についてでございます。水洗化戸数1,102戸、年間排水量及び1日平均排水量につきましては該当がございません。主要な建設改良事業につきましては、9,425万4,000円を予定しております。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入につきましては、第1款公共下水道事業収益が8億64万1,000円、第2款特定環境保全公共下水道事業収益が2億9,982万

2,000円でございます。

98ページをお開き願います。

3款農業集落排水事業収益が5億2,223万7,000円、第4款戸別合併処理浄化槽設置整備事業収益が1億1,864万4,000円で、収入合計は17億4,134万4,000円でございます。

支出につきましては、第1款公共下水道事業費用が6億8,390万円、第2款特定環境保全公共下水道事業費用が2億2,049万5,000円、第3款農業集落排水事業費用が4億7,108万2,000円、第4款戸別合併処理浄化槽設置整備事業費用が1億1,317万8,000円で、支出合計は14億8,865万5,000円でございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定でございます。補てん財源についてはご覧のとおりでございます。

99ページをご覧願います。

収入につきましては、第1款公共下水道事業資本的収入が6億8,363万円、第2款特定環境保全公共下水道事業資本的収入が3,729万9,000円、第3款農業集落排水事業資本的収入が2,225万2,000円、第4款戸別合併処理浄化槽設置整備事業資本的収入が9,317万1,000円で、収入合計は8億3,635万2,000円でございます。

支出につきましては、第1款公共下水道事業資本的支出が10億3,396万3,000円、第2款特定環境保全公共下水道事業資本的支出が1億4,497万9,000円、第3款農業集落排水事業資本的支出が1億4,452万4,000円、第4款戸別合併処理浄化槽設置整備事業資本的支出が1億2,607万円で、支出合計は14億4,953万6,000円でございます。

100ページをお開き願います。

第5条は、企業債の定めでございます。起債の目的及び限度額につきましては、公共下水道事業が3億7,860万円、流域下水道事業が1,310万円、特定環境保全公共下水道事業が1,130万円、過疎対策事業が1,130万円、特定地域生活排水処理施設事業が7,420万円でございます。

第6条は、一時借入金の限度額で、7億5,000万円と定めます。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額の流用を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費の定めでございます。

第9条は、他会計からの補助金で、補助を受ける金額は8億3,863万9,000円でございます。

予算の内容につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

128ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款公共下水道事業収益1項1目下水道使用料は2億5,347万3,000円を見込んでおります。

2項2目他会計補助金は、一般会計繰出基準に基づく補助金などで3億3,868万4,000円でございます。3目補助金は、広域化、共同化に係る委託経費に係る国庫補助金100万円でご

ざいます。4目長期前受金戻入につきましては、償却資産の取得財源を減価償却にあわせて順次収益化するもので、2億459万5,000円といたしました。

129ページをご覧ください。

2款特定環境保全公共下水道事業収益1項1目下水道使用料は3,785万7,000円を見込んでおります。

2項2目他会計補助金は、一般会計補助金1億9,230万4,000円でございます。3目長期前受金戻入は6,962万5,000円でございます。

次に、3款農業集落排水事業収益1項1目下水道使用料は8,974万7,000円を見込んでおります。

130ページをお開き願います。

2項2目他会計補助金は、一般会計補助金で2億3,640万6,000円でございます。3目補助金は、処理施設の機能診断業務委託費に対する国庫補助金で600万円でございます。4目長期前受金戻入は1億8,538万5,000円でございます。

次に、4款戸別合併処理浄化槽設置整備事業収益1項1目下水道使用料は4,751万2,000円を見込んでおります。

131ページをご覧ください。

2項2目他会計補助金は、一般会計補助金で4,697万5,000円を見込んでおります。3目長期前受金戻入は2,411万4,000円といたしました。

次に、132ページをお開き願います。

支出でございます。

1款公共下水道事業費用1項1目管渠費は3,374万7,000円でございます。管渠施設の維持管理経費などを計上したもので、管渠の修繕工事や雨水幹線の清掃業務が主な内容でございます。

133ページをご覧ください。

3目総係費4,139万7,000円は、職員4人分の人件費など管理的な経費を計上したものでございます。

134ページをお開き願います。

4目流域下水道維持管理負担金1億1,622万9,000円は、那珂久慈流域下水道に排出する汚水量に基づき負担する維持管理負担金でございます。5目減価償却費は4億64万7,000円でございます。

135ページをご覧ください。

2款特定環境保全公共下水道事業費用1項1目管渠費2,734万4,000円、これは管渠施設の維持管理経費を計上したものでございます。主なものは、1款工事請負費2,035万6,000円で、地区内の舗装補修工事や大里町地内のマンホール補修工事を計上してございます。2目処理場費は4,177万7,000円で、久米浄化センターの維持管理経費のほか、処理場管理棟の防水改修工事を計上したものでございます。

136ページをお開き願います。

5節修繕費は649万円で、曝気自動運転装置などの修繕費でございます。

4目総係費1,014万6,000円は、職員1人分の人件費など管理的な経費を計上したものでございます。

137ページをご覧ください。

5目減価償却費は1億1,346万9,000円でございます。

138ページをお開き願います。

3款農業集落排水事業費用1項1目管渠費は3,245万5,000円で、管渠施設の管理経費を計上したものでございます。主なものにつきましては、2節委託料の処理施設機能診断業務及び処理施設再編整備構想業務委託料でございます。6節動力費963万6,000円はマンホールポンプの電気料でございます。2目処理場費は1億2,381万2,000円で、9カ所の処理場の維持管理経費でございます。主なものにつきましては、4節委託料6,885万5,000円で、これは、処理場の維持管理委託料や汚泥処分業務委託料のほか、施設浸水対策基本設計業務委託料などを計上してございます。

139ページをご覧ください。

4目総係費1,446万6,000円は、職員2人分の人件費など管理的な経費を計上したものでございます。

140ページをお開き願います。

5目減価償却費は2億5,732万3,000円でございます。

141ページをご覧ください。

4款戸別合併処理浄化槽設置整備事業費用1項1目処理場費は4,903万7,000円で、1,100基余りの浄化槽の維持管理経費を計上したものでございます。4目減価償却費は5,336万7,000円でございます。

143ページをお開き願います。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款公共下水道事業基本的収入1項1目企業債は、建設改良費及び建設工事負担金に充てるため、公共下水道事業建設事業債3億9,170万円及び流域下水道建設事業債1,310万円を借り入れるものでございます。

2項補助金は、社会資本整備総合交付金2億7,800万円及び一般会計補助金740万円でございます。

3項1目受益者負担金及び分担金263万6,000円は、平成28年度から令和元年度にかけて整備した増井町、瑞龍町、新宿町、大森町の各一部に係る受益者負担金でございます。

次に、2款特定環境保全公共下水道事業資本的収入1項1目企業債は、特定環境保全公共下水道建設事業債1,130万円、過疎対策事業債1,130万円を借り入れるものでございます。

144ページをお開き願います。

3項1目受益者負担金及び分担金419万9,000円は、平成28年度から令和元年度にかけ

て整備した薬谷町、大里町の各一部に係る受益者負担金でございます。

次に、3款農業集落排水事業資本的収入2,225万2,000円は、他会計補助金に。こちらの他会計補助金には施設浸水対策事業分1,200万円が含まれてございます。

次に、4款戸別合併処理浄化槽設置整備事業資本的収入1項1目企業債は、浄化槽設置工事に充てるため、特定地域生活排水処理施設建設事業債7,420万円を借り入れるものでございます。

2項補助金は、循環型社会形成推進交付金1,052万1,000円、一般会計補助金59万円でございます。

145ページをご覧ください。

3項1目受益者負担金及び分担金786万円は、設置整備を予定しております浄化槽60戸分の受益者負担金を計上したものでございます。

146ページをお開き願います。

支出でございます。

1款公共下水道事業資本的支出1項2目施設改良費は6億7,520万円でございます。1節工事請負費6億4,920万円の主な内容につきましては、機初団地を公共下水道に接続するための管渠築造工事及び東部土地区画整理事業区域内における雨水幹線整備工事などがございます。2節委託料2,600万円につきましては、管渠整備に係る実施設計業務委託料を計上したものでございます。

147ページをご覧ください。

3節負担金1,405万7,000円は、県が施工する那珂久慈流域下水道事業の建設工事に対する負担金でございます。

148ページをお開き願います。

2款特定環境保全公共下水道事業資本的支出1項2目施設改良費3,880万円は、大平町地内における管渠築造工事などがございます。

次に、3款農業集落排水事業資本的支出1項1目1節委託料1,200万円は、昨年10月の台風19号により被災した3カ所の処理場の施設浸水対策実施設計業務委託料でございます。

149ページをご覧ください。

4款戸別合併処理浄化槽設置整備事業資本的支出1項2目施設改良費9,425万4,000円は、60基分の浄化槽設置工事を計上したものでございます。

なお、101ページから127ページに予算に関する説明がございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

議案第27号から議案第30号公営企業会計予算の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は3月5日、定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 4 0 分散会